

Title	熟議民主主義論による「分析の視点」からみた図書館づくり住民団体の活動
Author	荻原, 幸子(Ogiwara, Sachiko)
Publisher	三田図書館・情報学会
Jtitle	Library and information science No.75 (2016. ), p.107- 136
Abstract	<p>【目的】公共図書館行政のガバナンス論における「住民」のあり方に関する議論として, 図書館づくり住民団体の活動に着目した。その意義や課題等のあり方を検討するために必要とされる実態調査が十分に行われていないことから, 活動状況を把握するための「分析の視点」を導出する。さらに, 導出した「分析の視点」を文献調査に適用することにより, 図書館づくり住民団体の具体的な活動状況を考察する。</p> <p>【方法】まず, 政治学における熟議民主主義の議論を整理することにより, 「熟議民主主義の要件」を提示したうえで, 図書館づくり住民団体の活動状況を把握するための「分析の視点」を導出した。次に, 図書館関連雑誌に掲載された1990年代以降の図書館づくり住民団体の活動に関する記述内容を, 「分析の視点」に基づいて抽出し整理することにより, 具体的な状況を把握した。そして, 把握された状況が, 先に提示した熟議民主主義の要件と整合しているかを考察した。</p> <p>【結果】熟議民主主義論より, 「参加者の構成」「参加者による学習活動」「参加者間のコミュニケーション」「合意の状態」「非参加者との関係」「政治システムとの関係」という6つの「分析の視点」を導出した。これらの「分析の視点」を文献調査に適用することにより, 1990年代以降の図書館づくり住民団体の活動について, 図書館や図書館行政に関する素人である多様な属性の住民が参加していることや, 活動当初より主体的・能動的に学習活動を行っていること, 会合等でのコミュニケーションにより合意が形成されていること, 団体の構成員以外の住民や, 首長・議員等に対する働きかけを行っていることなどの具体的な状況を把握するとともに, 「参加者の構成」「非参加者との関係」「政治システムとの関係」の視点に該当する状況は, 熟議民主主義の要件に概ね整合していることを明らかにした。一方で, 状況をより一層明確にするために, さらに調査を行う必要性を指摘した。</p> <p>Purpose : This study aimed to derive the necessary "viewpoints" for monitoring the activities of resident groups in the public library movement. The resultant "viewpoints" are then to be applied in document research when inspecting the real activities of resident groups.</p> <p>Methods : First, "viewpoints" necessary for monitoring the activities of resident groups were derived by organizing political science discussions on deliberative democracy to pinpoint its "requirements." Subsequently, all content describing activities of resident groups from the 1990s in library-related journals were extracted and sorted according to previously derived "viewpoints" to examine their specific activities. Finally, these activities were compared with the aforementioned requirements of deliberative democracy.</p> <p>Results : The following six "viewpoints" were derived : "constitution of participants," "learning activities of participants," "communication between participants," "state of consensus," "relationship with non-participants," and "relationship with the political system." When activities of resident groups since the 1990s were examined according to these "viewpoints," it was found that the participants were a diverse group of residents, typically amateurs in library administration, who were actively involved in learning activities while achieving consensus through meetings and appealing to nonparticipants, local community leaders, or parliament representatives. Thus, these activities can be seen as satisfying the requirements of deliberative democracy because they correspond to viewpoints such as "constitution of participants," "relationship with non-participants," and "relationship with the political system." However, the results indicate that additional research is needed to gain further understanding of these activities.</p>
Genre	Journal Article
URL	<a href="http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00003152-00000075-0107">http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00003152-00000075-0107</a>

## 原著論文

熟議民主主義論による「分析の視点」からみた図書館づくり住民団体の活動

# Analyzing the Activities of Resident Groups in the Public Library Movement According to the “Viewpoints” Derived from the Deliberative Democracy Theory

萩原幸子

*Sachiko OGIWARA*

### *Résumé*

**Purpose:** This study aimed to derive the necessary “viewpoints” for monitoring the activities of resident groups in the public library movement. The resultant “viewpoints” are then to be applied in document research when inspecting the real activities of resident groups.

**Methods:** First, “viewpoints” necessary for monitoring the activities of resident groups were derived by organizing political science discussions on deliberative democracy to pinpoint its “requirements.” Subsequently, all content describing activities of resident groups from the 1990s in library-related journals were extracted and sorted according to previously derived “viewpoints” to examine their specific activities. Finally, these activities were compared with the aforementioned requirements of deliberative democracy.

**Results:** The following six “viewpoints” were derived: “constitution of participants,” “learning activities of participants,” “communication between participants,” “state of consensus,” “relationship with non-participants,” and “relationship with the political system.” When activities of resident groups since the 1990s were examined according to these “viewpoints,” it was found that the participants were a diverse group of residents, typically amateurs in library administration, who were actively involved in learning activities while achieving consensus through meetings and appealing to non-participants, local community leaders, or parliament representatives. Thus, these activities can be seen as satisfying the requirements of deliberative democracy because they correspond to viewpoints such as “constitution of participants,” “relationship with non-participants,” and “relationship with the political system.” However, the results indicate that additional research is needed to gain further understanding of these activities.

---

萩原幸子：専修大学，〒214-8580 神奈川県川崎市多摩区東三田2-1-1

Senshu University, 2-1-1 Higashimita, Tama-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa 214-8580, Japan

e-mail: ogiwaras@isc.senshu-u.ac.jp

受付日：2015年9月15日 改訂稿受付日：2015年12月7日 受理日：2016年1月25日

熟議民主主義論による「分析の視点」からみた図書館づくり住民団体の活動

- I. 研究の背景と目的
- II. 熟議民主主義論による「分析の視点」の導出
  - A. 熟議民主主義論の背景と考え方
  - B. 熟議民主主義の要件
  - C. 図書館づくり住民団体の活動を把握するための「分析の視点」
- III. 「分析の視点」に基づく図書館づくり住民団体の活動
  - A. 調査の目的と手順
  - B. 調査結果
  - C. 考察
- IV. おわりに

## I. 研究の背景と目的

地方自治体における公共図書館行政（以下「図書館行政」）は、地域住民（以下「住民」）の要望や意思・意向（以下「意思」）を尊重し反映することが求められる。そして、このような民主的な図書館行政を実現するためには、様々な意思決定において“一人でも多くの利害関係者が納得できる解決策を提示できる”<sup>1)</sup>[p. 115] ガバナンスのあり方を追究する必要がある。

これまでの図書館行政におけるガバナンス論では、図書館の利害関係者である住民に対して、情報公開や説明責任等による説得を通じて「納得」<sup>1)</sup>[p. 116] や「理解」<sup>2)</sup>[p. 219]<sup>3)</sup>[p. 103]<sup>4)</sup>を求めることが、そのあるべき姿として示されており、その重要性は言うまでもない。ただしこれらの議論はいずれも、「行政（首長部局，教育委員会，図書館）」を対象としており，相対する「住民」のあり方について，十分に議論されているとはいいがたい。しかし，図書館設置や指定管理者制度導入の再検討を求める首長や議会議長宛の要望書の提出<sup>5)</sup>，さらに図書館整備に反対する住民運動<sup>6)</sup>など，厳しい財政状況を背景とする図書館行政に対して，住民による行政や議会への積極的な働きかけが見られる状況にある。従って，図書館行政に住民意思が尊重・反映されるために，住民はどうあるべきかを追究することも，ガバナンス論における重要な今日の課題であるといえる<sup>7)</sup>。

そこで本稿では，図書館行政のガバナンスにおける住民のあり方に関する議論の一つとして，図

書館づくり住民団体の活動に着目した。本稿において「図書館づくり住民団体」とは，“①地域で新しい図書館をつくる，②すでにできている図書館をよりよいものとする，③すでにある図書館を建て替える”<sup>8)</sup>などの「図書館づくり」に関する住民運動を行なう，住民によって組織された任意団体を指すものとする。従って，いわゆる「図書館ボランティア」を活動の主体とする団体は対象としない。

図書館づくり住民団体の意義や課題等のあり方について検討するためには，まずその状況を把握する必要がある。しかし，これまで個別の事例が図書や雑誌に表わされることはあっても<sup>9)</sup>，全般的な状況を俯瞰的に明らかにする調査研究は行われておらず，分析の視点も定まっていない。このような背景のもとに，本稿では，図書館づくり住民団体の活動の状況を把握するための「分析の視点」を導出すること，及び，導出した「分析の視点」を文献調査に適用することにより，図書館づくり住民団体の具体的な活動状況について考察することを目的とする。

「分析の視点」は，熟議民主主義論に依拠して導出した。その理由は，政治学におけるガバナンス論の動向にある<sup>10)</sup>。社会の統治に関して1990年代より展開された当初のガバナンス論は，伝統的な担い手であった政府（ガバメント）に加えて，民間企業やNPO・NGO，町内会や自治会等の多様な私的アクターが積極的に関与する必要性や，公的・私的な複数のアクター間の水平的なネットワークによる協治・協働のあり方を議

論の対象としていた。しかしながら議論の進展につれて、選挙のような手続き的な制度による正統性が付与されていない私的アクターが政策決定過程に関与するガバナンスの、民主主義的な正統性をどのように考えるべきかという議論が活発に展開されるようになっていく。このような、おおむね2000年以降のガバナンスと民主主義をめぐる議論の動向は、「第2世代のガバナンス論」<sup>10)</sup>[p. 165]と称される。木暮は第2世代のガバナンス論を概観したうえで、ガバナンスの正統性は、決定に至る「プロセスの正統性」を重視することにより確保されると考えられる傾向にあり、政治家のような公的アクターが介在していること、あるいは、熟議プロセスが存在していることが、正統性を高める手段として認識されているとする。このような政治学におけるガバナンス論に基づけば、図書館づくり住民団体は、図書館行政のガバナンスにおける私的アクターの一つである。従ってその活動を、熟議プロセスを包含する熟議民主主義の考え方に基いて検討することは、図書館行政のガバナンスの民主主義的な正統性を追究する意義を有するものと考えられる。

以下にまず、政治学における熟議民主主義の議論により提示される「熟議民主主義の要件」から、図書館づくり住民団体の活動を把握するための「分析の視点」を導出する(II章)。次に、導出した「分析の視点」を文献調査に適用して、1990年代以降の図書館づくり住民団体の活動状況を、熟議民主主義の要件との整合性という観点から考察する(III章)。

## II. 熟議民主主義論による 「分析の視点」の導出

### A. 熟議民主主義論の背景と考え方

20世紀の民主主義理論は、エリート民主主義論、参加民主主義論、そして、熟議民主主義論の順に発展してきたとされる<sup>11)</sup>[p. 3-4]。エリート民主主義論(democratic elitism)は、それまでの「住民が政策の決定権を有し、代表者がその意思を代弁することで公益を実現する」という古典的民主主義理論を否定し、「住民の役割は選挙を

通じて政府を創出することであり、政治はもっぱら選挙によって選出された政治エリートたちに任せるべきである」とする考え方である。代表的な論者であるヨーゼフ・シュムペター(Josef A. Schumpeter)は「民主主義的方法とは、政治決定に到達するために、個人が人民の投票を獲得するための競争的闘争を行なうことにより決定力を得るような制度的装置である」<sup>12)</sup>[p. 430]という定義を示し、「20世紀以降の民主主義理論の方向性を変えた」<sup>13)</sup>[p. 153]とされる。

エリート民主主義論が住民の政治参加を選挙に限定することへの反動として、1960年代には、選挙以外の様々な場面での国民の政治参加が促進されるべきであるとし、また、重要な政策争点に対しては、住民投票などの直接的な参加を肯定的に評価する参加民主主義論(participatory democracy)が登場し、キャロル・ペイトマン(Carole Pateman)、ジェーン・マンズブリッジ(Jane J. Mansbridge)らにより提唱された<sup>13)</sup>[p. 155]。

熟議民主主義論(deliberative democracy)は、これらに続き「1980年代末頃から熟議論的転回(the deliberative turn)とも呼ばれる主導的な理論の交代が進み、1990年代半ば以降は、規範的な政治理論をはじめ政治学一般において活発に議論されるようになった」<sup>14)</sup>[p. 181]、「最も新しいイノベーションの波」<sup>13)</sup>[p. 155]であるとされる。1980年代にジョセフ・ベセット(Joseph M. Besset)により初めて提唱され<sup>15)</sup>[p. 343]、実質的にはジョシュア・コーエン(Joshua Cohen)による1989年の論文「熟議と民主的正統性(Deliberation and Democratic Legitimacy)」<sup>16)</sup>以降に展開された<sup>17)</sup>[p. 60]。端的には「人々の間の理性的な熟慮と討議、すなわち熟議を通じて合意を形成することによって、集合的な問題解決を行おうとする民主主義の考え方」<sup>18)</sup>[p. 2]、「熟慮ないし討議(deliberation)に着目し、民主主義理論を再構成しようとする」理論<sup>13)</sup>[p. 154]であり、先の参加民主主義との関係については、「明確に峻別する必要がある」とする見解<sup>13)</sup>[p. 155]と、両者の連続性を指摘する見解<sup>19)</sup>[p. 22-23]・<sup>20)</sup>

[p. 79-80] とがある。

なお、「熟議民主主義」は deliberative democracy の訳語の一つであり、他にも「審議民主主義」「討議民主主義」「熟慮民主主義」「協議民主主義」などの訳語も見られる。これは、deliberative という用語の概念に、個人の内心における「熟慮」と、他者との間の「審議・討議・協議」の二つの意味が含まれるためである。このように、deliberative の定訳は未だ存在しないが、本稿では「熟議」の訳語を使用する。従って、本文中における「討議」は deliberative の訳語としては使用せず、“ある事について、互いに意見を交わし論じ合うこと”<sup>21)</sup> という一般的な意味を表すものとする。また、democracy は「デモクラシー」とカタカナ表記される場合もあるが、本稿では「民主主義」という用語を使用する。ただし、いずれも引用に際しては、個々の著作の訳語に従う。

熟議民主主義の考え方の最大の特徴は、諸個人が最良の問題解決のためのそれぞれの「選好」を表明し、その選好について他者を説得することを目的とする熟議の過程を経た「公共的な」<sup>20)</sup> [p. 77] 合意に基づく意思決定に、正当性 (justification)、及び、正統性 (legitimacy) が付与されるとする点にある<sup>13)</sup> [p. 156]・<sup>15)</sup> [p. 347, p. 350]・<sup>22)</sup>。従って、多数決に基づく意思決定を主軸とするそれまでの選好集計型の民主主義論 (aggregative democracy) とは異なり<sup>23)</sup> [p. 253]・<sup>24)</sup> [p. 63]、最も多くの支持を得た選好ではなく、“どの選好が最も理にかなっていたと同意されるか”<sup>13)</sup> [p. 156] あるいは、“どのような正当な理由 (根拠) があるか”<sup>14)</sup> [p. 182] に依拠した意思決定が行われる。ただし、合意が不可能ないし到達困難な時には、投票による意思決定も認めている<sup>13)</sup> [p. 156]。

熟議民主主義は、キャス・サンステイン (Cass R. Sunstein)、ブルース・アッカーマン (Bruce A. Ackerman) らによる公法理論としての議論と、普遍的規範的な民主政治論やその実現を追求する政治理論としての議論に二分される<sup>13)</sup> [p. 159-185]・<sup>25)</sup>。公法理論研究者は、特に

deliberative の「熟慮」の側面に注目して、憲法制定史や立憲的民主政治のための諸制度の意義などを論じる一方で、政治理論研究者は「審議・討議・協議」の側面に注目して、民主主義の正当性にもとづく公共政策の検討・決定のあり方や、具体的な制度について議論する<sup>13)</sup> [p. 175]。地方自治体における公共政策の一環である公共図書館行政のガバナンスを追究する本稿においては、後者の政治理論としての議論を通して、その概要を把握する。なお政治理論としての熟議民主主義は、社会学者であるユルゲン・ハーバーマス (Jürgen Habermas) による「討議倫理」「コミュニケーション的行為理論」「熟議的政治」等の影響を受けており、これらを“理論的支柱の一つ”<sup>13)</sup> [p. 195]、“理論的基礎を提供している”<sup>26)</sup> [p. 55] とするが、ハーバーマスの理論の詳細までは遡らない。

## B. 熟議民主主義の要件

以下に、熟議民主主義の議論を、「理論的側面」と、理論をいかに実現するかという「実践的側面」から整理し、それぞれの議論の内容から熟議民主主義の要件を提示する。

### 1. 理論的側面

理論的側面では、先に示した「熟議の過程を経た合意による意思決定に、正当性が付与される」という基本的な考え方にもとづき、「熟議」「合意」「意思決定」を論点とする議論が展開されている<sup>27)</sup>。

「熟議」は、“集合的な拘束力をもつ意思決定を正当化しうる理由を探る” コミュニケーション実践<sup>14)</sup> [p. 183]、あるいは、“参加者が自分の主張を正当化するために付与する「理由 (reason)」の妥当性を検討する”ことを通じて“他者とともに受容できる理由を探ろうとする”プロセス<sup>28)</sup> [p. 67] など、「理由」を巡る他者とのコミュニケーションとして説明される。さらに、“熟議とは、討議によって参加者が他者の観点を考慮に入れるようになり、そのために選好が変容していくことにはかならない”<sup>29)</sup> [p. 114]、“選好の相互修

正を可能にし、それを促す点に熟議のもっとも重要な意義があると見ることもできる”<sup>14)</sup>[p. 184], “熟議においては、人々は妥当と見なされる理由に従って自らの見解や選好を反省し、それを変化させていくことが期待される”<sup>20)</sup>[p. 77] など、熟議の意義は、諸個人の「選好の変容」にあるとされる。熟議による選好の変容は、以下のようにも説明される。

相互の主張とその理由を検討する過程で、他者の提供する情報によって誤った事実認識が正されるだけでなく、他者の示す異なった観点から、自明なものと思込まれていた自らの解釈枠組みにも反省が加えられる。[中略] 他者の挙げる理由が妥当なものとして受け入れられるときは、各人において「選好の変容」が生じる<sup>14)</sup>[p. 183-184]。

「熟議の過程」は、その参加者に「誰もが受け入れることができる理由」によって自らの決定や意見を正当化する (justify) ことを強いる。そこでは参加者間で理由づけの交換が行われ、参加者たちは互いにより応答的になる。その結果として、各参加者は、他者の観点を自分自身の観点到組み込んだり、自分自身の観点から再解釈したりするようになる。参加者は、以前には用いなかったような表現を用いるようになり、それとともに「説得力がある」という理由の中身も変化してゆく。かつての自分ならば支持しなかったであろうような発言も見られるようになる<sup>18)</sup>[p. 43]。

田村はベルナル・マニン (Bernard Manin) の言説を引いて、熟議民主主義では、「あらかじめ決定された意思」をもつ諸個人という、それまでの民主主義理論の想定が問い直され、何を欲するかを「部分的には」知っており、「一定の選好と情報」は持っているが、それらが「不確実で不十分であり、しばしば混乱しており、互いに対立する」、熟議過程において「必要ならば、当初の目標を修正しさえするかもしれない」諸個人を想

定しているとする<sup>18)</sup>[p. 37-38]。また、もっぱら私的利益のみを追求して行動する諸個人ではなく、一方で私的利益の追究・充足を望みながらも、他方で社会全体のことを考慮し公正に行動したいとも考えるような、潜在的には私的にも公的にも思考・行動しうる多元的な諸個人を想定しており<sup>30)</sup>[p. 157-159]、選好の変容は、私的利益の最大化を追求する「私的志向の利己的選好」から、公正や社会的善を追求する「公的志向の倫理的選好」への質的な変化に相応すると説明する<sup>18)</sup>[p. 97-98]・<sup>31)</sup>[p. 48-49]。

なお、「選好の変容」は、「理性的な発話 (思考と発言)」による熟議において起こりうるとする「理性重視」の主張は、非理性的な主張 (情念) を軽視・否定しているとの批判を受け<sup>32), 17)</sup>[p. 64]・<sup>33)</sup>、近年では熟議に「情念」を含める考え方や、理性か情念かではなく、「選好の変容」に着目すべきであるとする見解が示されるに至っている<sup>14)</sup>[p. 186-190]・<sup>20)</sup>[p. 81-82]・<sup>34)</sup>。

これらの「熟議による選好の変容」に関する議論からは、

- ・自身の選好が不確定な状態にある、公的な利益の追求も志向する諸個人が、他の参加者との選好の理由を巡るコミュニケーションにより、その選好に変容が生じる

ことを、熟議民主主義の要件として提示することができる。

熟議による諸個人の「選好の変容」が (集合的な) 「合意」に至るとする熟議民主主義の考え方<sup>35)</sup> に対して、「熟議が必ずしも合意を生み出すものではなく、むしろ対立の契機となりうることもある」とする批判<sup>36)</sup> が提示されたことにより、合意の程度 (到達点をどこに求めるか) や、合意の概念を論点とする議論が展開されている。例えば田村は、ジャック・ナイト (Jack Knight) とジェームス・ジョンソン (James Jonson) による「紛争の次元 (ある紛争において何が争われているか)」に関する合意や、ジョン・ドライゼク (John S. Dryzek) による、結論レベルにおいて同意する理由は複数存在して構わないとする「異なる理由に基づく同意 (agreement)」も、

選好の変容による「合意」として容認できるとする<sup>18)</sup>[p. 92-93, 104-108]。大矢や柳瀬は、エイミー・ガットマン (Amy Gutmann) とデニス・トンプソン (Dennis Thompson) らによる、「部分的暫定的な合意」を紹介する<sup>15)</sup>[p. 351-352]<sup>13)</sup>[p. 181]<sup>37)</sup>。齋藤は、“個々の熟議の結論は、つねに暫定的なもの、誤りうるものにとどまる”としたうえで、以下のように主張する。

合意を形成しようとする熟議の過程は同時に非合意の所在を明らかにしていく過程である。にもかかわらず、熟議の過程において、少数の異論が封じられることなく、暫定的になされた意思決定を問いなおす機会が十分にひらかれているならば、その意思決定は、その内容には依然として異論をもつ者が同時にそれに従う動機づけをもちうる民主的正統性をそなえることができる<sup>14)</sup>[p. 185]。

この言説について田村は、“熟議における合意と不合意との関係について新たな見解を提起した、という意味で高く評価されるべきものである”と指摘する<sup>18)</sup>[p. 85]。北田もまた、熟議による合意の概念には、それに合意していない者達がいることを含意しているとし、その暫定性において熟議の継続の必要性を主張する<sup>38)</sup>[p. 111-112]。篠原による“討議デモクラシー論では合意の達成が当然の前提とされていると考えることは誤解であり、論者によってニュアンスの違いはあるが、一般的に言えば、合意の達成そのものではなく、合意達成への志向が主張されているにすぎない。むしろ合意が達成されない場合にも、討議の原理が有効と考えるところに特色がある”<sup>19)</sup>[p. 32]とする指摘は、こうした議論の状況を踏まえたものであるといえる。

これらの「合意」に関する議論からは、  
・部分的な非合意や暫定性を内包した多様な合意の状態を容認し、かつ、さらなる合意に向けて熟議を継続する

ことを、熟議民主主義の要件として提示することができる。

熟議による合意に「部分的な非合意」や「暫定性」が含まれることにより、「熟議だけでは何も決められないのではないか、どのように決定するのか」という、熟議と「意思決定」との関係に関する議論が提起される。この点について熟議民主主義論者の多くは、民主主義のプロセスを、政治システムにおける「民主的手続きにより規制される決定志向の審議」と、「公共圏における非公式な意見形成過程」とに区別し、両者の「協働（相互作用）」が「決定志向の審議」を民主的なものにするという、ハーバーマスの「複線モデル」に依拠して説明する<sup>39)</sup>。前者（決定志向の審議の場）は、議会や裁判所など、公的な決定に責任を負う主体が行う熟議であり、最終的には投票や多数決による「意思決定」を行わなければならない。後者（非公式な意見形成過程）は市民社会において、諸個人が問題の所在を発見し、理解し、意見を形成する熟議である<sup>41)</sup>。非公式な意見形成過程の熟議において、何らかの公権的な決定が求められると認知された問題については、決定志向の審議の場における議題へと転換されていく。すなわち、市民社会の意見形成過程における熟議は、政治システムにおける決定志向の審議の場に議題を提供するという意義を有するものとされる。

田畑は、「決定志向の審議」が決定の責任や決定への圧力による時間的制約から、最終的には多数決原理による決定が想定されている一方で、「公共圏における意見形成」は、決定の圧力から解放された問題発見の場であり、発見された問題が「決定志向の審議」の場で議題として扱われ最終的な決定に至る一連の流れが熟議民主主義であると解説する<sup>42)</sup>[p. 255-256]。田村は、意思決定の場に届けられるのが、市民たちが個別に発する「生の世論」ではなく、熟議による“洗練された意見”であるという点に、熟議民主主義の最大の意義を求めるとする<sup>18)</sup>[p. 127]。従って、熟議民主主義は既存の代表制民主主義に取って代わるものではなく、代表制民主主義の公的決定の制度を想定しながらも、それを「補完するもの」といえる<sup>43)</sup>[p. 30]。

柳瀬は、意見形成過程において“十分に討議がなされればなされるほど、その後に行われる決定の正統性は高められる”<sup>13)</sup>[p. 200]とし、篠原も、両者の関係は“市民社会の意見や要求がエスカレートしたときに活発になり、またそれぞれの機能も高まる”とする<sup>40)</sup>[p. 185]。ただし、市民社会と政治システムとの「協働（相互作用）」の具体的な構想については、その必要性が指摘されるにとどまっている<sup>42)</sup>[p. 256-270]・<sup>44)</sup>[p. 40-41]。

これらの「熟議と意思決定との関係」に関する議論からは、

- ・意思決定の担い手は政治システムであり、政治システムによる民主的な意思決定のために、市民社会の熟議において形成された意見を政治システムに提供する

ことを、熟議民主主義の要件として提示することができる。

## 2. 実践的側面：ミニ・パブリックス論

熟議民主主義の理論を公共政策の検討や決定において実現するために、討論型世論調査、コンセンサス会議、計画細胞、そして、計画細胞を部分的に修正して我が国で実施されている市民討議会をはじめ、多様な手法が実践による経験を重ねつつ議論されている<sup>45)</sup>。討論型世論調査、コンセンサス会議、計画細胞の限りでも、主なテーマ、参加者の選出方法や参加者数、期間や進行、成果などに、顕著な特徴を有している（第1表）。

一方でミニ・パブリックス（mini-publics）論と称される、これらの手法全体を包括する議論においては、「（市民社会における）意見形成過程における熟議をどのように営むのか」という問いが追究される。田村はジョン・ドライゼックの言説を引いて、民主主義理論は「熟議的転回」の後、さらに「経験的転回」を遂げつつあるとし、ミニ・パブリックス論は“熟議民主主義の「経験的転回」を主導する研究領域”<sup>48)</sup>[p. 116]であり、熟議民主主義が机上の空論ではなく、ある種の現実性をもった民主主義理論であることを示したと指摘する<sup>20)</sup>[p. 78]。

「ミニ・パブリックス」という用語についての一義的な定義はないが、“比較的少人数の人々が集まって熟議をするさまざまな場・フォーラムの総称”<sup>48)</sup>[p. 111-112]や、“人工的な公共的討議の場を創設する諸構想”の総称<sup>24)</sup>[p. 114]、あるいは“全体総会に近似した「公衆」を、人為的、擬似的に構成する意図”による“無作為抽出、公募、抽選などの方法で選出した一般市民が直接対面して公共的問題を討議する制度の総称”<sup>49)</sup>[p. 127]などと説明される<sup>50)</sup>。

ミニ・パブリックス論の根底には、“通常の市民によって構成された小さな集団での熟議への信頼”<sup>51)</sup>[p. 11]がある。ただし、“人々が議論していくなかで自然発生的に「理由の交換」を通じた熟議が生じてくることは稀で”<sup>42)</sup>[p. 260]ある、あるいは、現代社会において“市民社会が自発的に政治的公共圏を創生させ批判的潜勢力を発揮するとは楽観できない”<sup>49)</sup>[p. 127]ため、熟議を生み出すための制度化、もしくは、進行役の独立した地位、構成人数、専門知識の提供、話し合いごとに構成を変える工夫などの条件整備が必要であると認識されている<sup>42)</sup>[p. 259-260]。田畑は、これらの制度化・条件整備が、人々の討議が熟議となる“蓋然性を高める”ことができるとし<sup>42)</sup>[p. 261]、齋藤は、これまでの経験的研究から、参加者は議題についての正確な情報や知識を得て討議を行うことで、意見を変化させることが知られているとする<sup>52)</sup>[p. 28]。具体的には以下のような議論が展開されている。

参加者については“素人である一般の人びと”<sup>24)</sup>[p. 125]、“あくまで「素人」であることが必要”<sup>49)</sup>[p. 116]であり、すでに一定の選好を有する専門的な知識をもつ者や特定の利益集団のメンバーなどは、選好の変容の可能性が少ないことや、“討議の方向性に強力な影響を与えかねない”ために、“できるだけ排除しなければならない”<sup>29)</sup>[p. 116-117]とされる。

その選出方法は、第1表の通り、無作為抽出と公募に大別される。無作為抽出による参加者の選定については、

- ・選出における恣意性が排除され、ごく一般的



第1表 「討論型世論調査」「コンセンサス会議」「計画細胞」の概要

	討論型世論調査	コンセンサス会議	計画細胞
考案者	ジェイムズ・S・フィッシュキン (スタンフォード大学)	デンマーク技術評価局	ペーター・ディーネル (ブッパタール大学)
(主な) テーマ	公共政策	科学技術政策	まちづくり
参加者の選出方法	無作為抽出による世論調査の回答者のうち、参加の意思を示したものの	公募に応じて参加の意思を示したものの	無作為抽出により選出され、参加の意思を示したものの
(標準的な) 参加者数	150～300人	15人	100人以上
(標準的な) 期間	(週末の)3日間	4日間	4日間
参加者への謝礼	あり	なし	あり
進行	10～15人のグループ討議により(複数の)専門家への質問項目をとりまとめ、全体会合において、専門家との質疑応答が行われる。期間内に、「グループ討議→専門家への質疑」のサイクルが何回か繰り返される。	事前の会合で、専門家に対する質問項目をまとめる。期間中には、(複数の)専門家から質問に対する回答や情報を得るとともに、さらに質疑応答(対話)を行い、その後に参加者間での討議を行う。	専門家からの情報提供と(複数の)専門家への質疑応答の後に、5人ずつのグループ討議を行う。テーマに関する複数の小テーマが設定され、情報提供とグループ討議を繰り返す。小テーマ毎に、グループのメンバーを組み替える。グループ発表により、成果を全体で共有する。
成果	3回のアンケート調査(事前アンケート、討議直前のアンケート、討議直後のアンケート)の集計結果が公表される。	意見を集約した報告書(コンセンサス文書)が作成・公表される。	意見を集約した報告書(提案文書)が作成・公表される。

注) 柳瀬<sup>24)</sup>[p. 123], 倉阪<sup>46)</sup>[p. 205-218], 篠藤<sup>47)</sup>[p. 3] にもとづき、筆者作成

なふつうの、日頃は社会的な問題について積極的に声を上げようとはしないサイレント・マジョリティに参加の契機をもたらし、意見を聴取することができる<sup>24)</sup>[p. 125-127]・<sup>29)</sup>[p. 110]

- ・参加者は母集団に対する統計学的な代表性を有するため、参加者間の討議による意見は、母集団全体の討議の結果と相似しているという推論にもとづく正当性を付与しうる<sup>53)</sup>[p. 49-50], <sup>24)</sup>[p. 133]

という意義が強調される。公募による参加者の選定については、“社会への参加意識をすでに強力に有する市民層”<sup>24)</sup>[p. 126], もしくは、テーマに関して“議論する意欲を持った人”<sup>56)</sup>[p. 319]など、当初から「意識・意欲」の点で“バイアスのかかった”<sup>56)</sup>[p. 319]人々が想定されている。母集団の代表性を重視する鈴木は、たとえ多数の

応募者の中から、地域や年齢、性別、職業等を勘案して参加者が選出されるとしても、「参加意欲のある人」ばかりが応募する“リスク”が高い公募よりも、無作為抽出の方が優れていると主張する<sup>29)</sup>[p. 116]。一方で柳瀬は以下のように、公募の意義を「討議性」に見出している。

積極的に応募して、無償で長期間・長時間参加しようという意欲のある人は、その議題について深く勉強しようとする意思が高かろうし、そのような者同士で議論を行えば、おのずと白熱したものとなりやすいだろう。場合によっては、議題について相当に勉強してきた「一般の市民」が参加し、プロ顔負けの専門的な議論が展開されることもあろう。議題の内容に関して、充実した討議が展開される蓋然性は、無作為抽出を基礎として参加者

を選定した場合よりも高いと考えられる<sup>24)</sup> [p. 126-127]。

従って、無作為抽出か公募かは、「参加の契機をもたらすことによる参加者の多様性」と「参加意識や意欲に基づく討議性」の、いずれを重視するかに拠る選択肢であるといえる。

これらの「参加者とその選出方法」に関する議論からは、

- ・ 討議のテーマに関する、選好が確定していない、専門的な知識を持たない、特定の利益集団に属さない素人であり、参加意識・意欲を有する、母集団と相似する多様な属性の人々により構成される

という、熟議民主主義の要件を提示することができる。

参加者が「素人」であるため、いずれの手法においても、参加者と専門家との質疑応答のプロセスが組み込まれている（第1表「進行」参照）。コンセンサス会議や討論型世論調査では、参加者が討議によってまとめた専門家に対する質問事項に、複数の専門家が回答するという形式をとる。専門家は、様々な立場について公平に人選されるものとし、質問に対して簡潔に答えることを任務とする<sup>46)</sup> [p. 216]。参加者と専門家の質疑応答のプロセスは、専門知識に関する“素人市民の単なる学習会”<sup>57)</sup> [p. 166] ではなく、参加者と専門家による対等な<sup>46)</sup> [p. 208] 対話であり、対話を通じて“専門家と素人市民の両者が学習すること”を目指すものとされる<sup>57)</sup> [p. 166]。

参加者が学習すべきことについて、小林は“テクニカルな知識は、[中略] 必要な要素ではあるが、絶対的重要性をもつ要素ではない”とし、それ以上に、専門家が正面から答えることができなかつた諸問題や懸念を提起することが重要であるとする<sup>57)</sup> [p. 170]。また田畑は、“対抗しあう専門家同士が互いに理由を提起することで、市民は専門知識を得るとともに、問題を多面的にとらえることも可能となる”として、専門家間での見解の違いを把握することの必要性を指摘する<sup>42)</sup> [p. 268]。一連の議論を通して、質疑応答のプロ

セスでは「専門家」の役割や影響が非常に大きいといえる。小林は、参加者との対話を通して、また、“他の専門家との対比の中で、みずからの説明が相対化されてしまうという経験”を通じて、専門家がどのように変わったかは、今後調査すべき課題であると指摘する<sup>57)</sup> [p. 170-171]。

これらの「参加者と専門家との質疑応答」に関する議論からは、

- ・ 参加者は専門家との対等な対話により、討議のテーマに関する専門知識を得るとともに、専門家が答えられない問題や専門家間の見解の違いを把握するなど、専門家とは異なる立場からの論点を見出す

という、熟議民主主義の要件を提示することができる。

討議の成果については、コンセンサス会議や計画細胞のように、参加者の意見を集約した文書等を作成する「集約型」と、討論型世論調査のように、討議の前後に参加者に対して行なうアンケート調査の集計結果を公表する「集計型」とがある<sup>24)</sup> [p. 129-131]。前者は一般に、少数意見や合意に至らなかった論点については、そのまま明記される。後者は、あえて意見集約をせず、参加者の「選好の変容」の実態を明らかにすることを主眼とする。いずれについても、政治システムにおける意思決定との関連は、議論の対象とされている。

具体的には、ミニ・パブリックスに決定権限の一部を委譲するような、決定過程への強い接続を主張する一部の論者の存在が指摘される一方で<sup>42)</sup> [p. 265-266]、例えば小林は、コンセンサス会議の結論は、テーマに関心を持つ一部の人々が、時間的な制約のなかでまとめた一時的な同意に過ぎないとして、政策形成に直結させるのではなく、“政策決定の参照資料として利用されるべきだ”<sup>56)</sup> [p. 324-325] とする。柳瀬は討論型世論調査について、無作為抽出により選出された統計的に代表制の高い普通の人びとが、様々な情報にもとづき討議をするという、“現実にはありえない”“理想的な討議状態”で形成された意見であるがゆえに、“政策決定を行なうにあたって重要な参

考資料となるであろう”<sup>24)</sup>[p. 146-147]とする。他にも、“意思決定に与える影響は間接的なもの”にとどまるが、“意思決定を直接導かない場合にも、軽視することのできない重みを持ちうる”<sup>52)</sup>[p. 28]，“政治決定の正統性とは限定的に関わるに過ぎない”<sup>49)</sup>[p. 129]など、おおむね“過度に影響を及ぼすことについては謙抑的”<sup>24)</sup>[p. 151]であり、政治システムにおける意思決定とは一定の距離を置くものとされる。

一方で、日本におけるコンセンサス会議の社会的機能は、潜在的な問題の可視化にあるとし、その成果は“他の一般市民が同様な問題を考えるときの一つの参考資料になる”<sup>58)</sup>[p. 119]という見解や、討論型世論調査を選挙や投票の前に行うことによって、“有権者の判断の参考として、あるいは、有権者による自発的な熟考の契機ともなりうる”<sup>24)</sup>[p. 152-153]、ミニ・パブリックスで“形成された意見（ないし意見の分布）を委託者だけではなく広く公衆に向けて公表することによって、当の問題についての市民の公共的関心を喚起し、それをめぐる議論を活性化していくことができる”<sup>52)</sup>[p. 28]など見解は、参加者による討議の成果が、討議の場に参加していない圧倒的多数の人々に影響を及ぼす意義を主張するものといえる。“何か結論を出し決定を行うというよりも、熟議における理由の交換を通じて広く公共圏に情報が行きわたり、公共圏の議論の参照点となることこそ、ミニ・パブリックスに求められる役割なのである”<sup>42)</sup>[p. 266]や、“ミニ・パブリックスの積極的な意義は、[中略]公共圏全体の意見形成のプロセスに積極的な影響を与える点にあると考えるべきである”<sup>29)</sup>[p. 119]なども同様である。田村も“ミニ・パブリックスにおける熟議を公共圏との相互作用の中に位置づけること”の重要性を指摘する<sup>48)</sup>[p. 131]。

これらの公共圏との関係についての議論は、「熟議システム論」へと展開する傾向にある。熟議システム論とは、“個別の熟議の制度やプロセスではなく”、議会や社会運動などの現実の多様な討議の場の機能的分業や相互依存関係など、“それら全体としての相互作用を把握しようとす

る”<sup>59)</sup>[p. 142] 議論であり、従って個々のミニ・パブリックスの討議はあくまで全体の一部分として位置付けられることになる。

このような「討議の成果」に関する議論からは、  
・政治システムの意思決定に及ぼす影響よりもむしろ、討議に参加していない多数の人々に対して、問題の共有や関心の喚起、議論の活性化などの影響を及ぼすことを重視するという熟議民主主義の要件を提示することができる。

### C. 図書館づくり住民団体の活動を把握するための「分析の視点」

熟議民主主義の理論的側面の議論においては、理由をめぐる他者とのコミュニケーションによる諸個人の選好の変容、部分的・暫定的な合意などの多様な合意、ハーバーマスの複線モデルに基づく熟議と意思決定との関係、などが論点とされていた。また、実践的側面におけるミニ・パブリックス論では、参加者の選出方法や、討議過程における参加者と専門家との質疑応答のプロセス、討議の成果が政治システムや非参加者に及ぼす影響、などが論点とされている。

これらの論点を踏まえて前節で提示した熟議民主主義の要件より、図書館づくり住民団体の活動状況を把握するための「分析の視点」としては、「参加者の構成」「参加者による学習活動」「参加者間のコミュニケーション」「合意の状態」「非参加者との関係」「政治システムとの関係」の6つを導出することができる。「分析の視点」の配列順序は、参加者が構成され、学習活動により専門知識を得たり論点を見出しながら、参加者間でのコミュニケーションにより形成された合意が、非参加者に対して影響を及ぼす、あるいは、政治システムに提供される、という推移を想定している。熟議民主主義論の論点、及び、論点より提示した熟議民主主義の要件と、導出した「分析の視点」の関係を第2表に示す。

「参加者の構成」の視点は、熟議民主主義論の理論的側面 (B.1) における「熟議による選好の変容」に関する議論、及び、実践的側面 (B.2)

第2表 熟議民主主義論と「分析の視点」の関係

熟議民主主義論の論点 ・提示した熟議民主主義の要件	導出した「分析の視点」
「熟議による選好の変容」に関する議論、及び、「参加者とその選出方法」に関する議論 ・討議のテーマに関する選好が確定していない、専門的な知識を持たない、特定の利益集団に属さない素人であり、公的な利益の追求を志向し参加意識・意欲を有する、母集団と相似する多様な属性の人々により構成される	参加者の構成
「参加者と専門家との質疑応答」に関する議論 ・参加者は、専門家との対等な対話により、討議のテーマに関する専門知識を得るとともに、専門家が答えられない問題や専門家間の見解の違いを把握するなど、専門家とは異なる立場からの論点を見出す	参加者による学習活動
「熟議による選好の変容」に関する議論 ・参加者は、他の参加者との選好の理由を巡るコミュニケーションにより、その選好に変容が生じる	参加者間のコミュニケーション
「合意」に関する議論 ・部分的な非合意や暫定性を内包した多様な合意の状態を容認し、かつ、さらなる合意に向けて熟議を継続する	合意の状態
「討議の成果」に関する議論 ・政治システムの意思決定に及ぼす影響よりもむしろ、討議に参加していない多数の人々に対して、問題の共有や関心の喚起、議論の活性化などの影響を及ぼすことを重視する	非参加者との関係
「熟議と意思決定との関係」に関する議論 ・意思決定の担い手は政治システムであり、政治システムによる民主的な意思決定のために、市民社会の熟議において形成された意見を政治システムに提供する	政治システムとの関係

の「参加者とその選出方法」に関する議論を集約した、

- ・討議のテーマに関する選好が確定していない、専門的な知識を持たない、特定の利益集団に属さない素人であり、公的な利益の追求を志向し参加意識・意欲を有する、母集団と相似する多様な属性の人々により構成されるという要件から導出される。

次の「参加者による学習活動」という視点は、熟議民主主義論の実践的側面 (B.2) における「参加者と専門家との質疑応答」に関する議論より提示した、

- ・参加者は、専門家との対等な対話により、討議のテーマに関する専門知識を得るとともに、専門家が答えられない問題や専門家間の見解の違いを把握するなど、専門家とは異なる立場からの論点を見出すという要件から導出される。

「参加者間のコミュニケーション」という視点は、熟議民主主義論の理論的側面 (B.1) にお

ける「熟議による選好の変容」に関する議論より提示した、

- ・参加者は、他の参加者との選好の理由を巡るコミュニケーションにより、その選好に変容が生じる

という要件から導出される。

「合意の状態」という視点は、熟議民主主義論の理論的側面 (B.1) における「合意」に関する議論より提示した、

- ・部分的な非合意や暫定性を内包した多様な合意の状態を容認し、かつ、さらなる合意に向けて熟議を継続する

という要件から導出される。

「非参加者との関係」という視点は、熟議民主主義論の実践的側面 (B.2) における「討議の成果」に関する議論より提示した、

- ・政治システムの意思決定に及ぼす影響よりもむしろ、討議に参加していない多数の人々に対して、問題の共有や関心の喚起、議論の活性化などの影響を及ぼすことを重視する

という要件から導出される。

最後の「政治システムとの関係」という視点は、熟議民主主義論の理論的側面 (B.1) における「熟議と意思決定との関係」に関する議論より提示した、

- ・意思決定の担い手は政治システムであり、政治システムによる民主的な意思決定のために、市民社会の熟議において形成された意見を政治システムに提供する

という要件から導出される。

### III. 「分析の視点」に基づく図書館づくり住民団体の活動

#### A. 調査の目的と手順

前章で導出した6つの「分析の視点」を文献調査に適用することにより、文献に表された1990年代以降の図書館づくり住民団体（以下、本章では「住民団体」と記す）の活動状況を把握する。

2015年3月までに図書館関連雑誌に掲載された、1990年代以降の住民団体の活動を記した文献を収集するために、まず、CiNii Articlesにより「市民参加」「住民参加」「図書館づくり」を検索語として、1990年代以降に掲載された文献を検索した。さらに、住民団体の活動が比較的多く掲載されている雑誌『みんなの図書館』（図書館問題研究会）の1990年代以降の各号の目次に目を通すことにより、検索もれを補った。このように収集した文献により、39団体の活動が検討の対象となった（付表1）。

付表1の「活動時期」は、記述された活動が行われたおおよその時期を示す目安であり、「自治体名」は、文献が掲載された当時のものである。「出典記号」は、付表2～7の「文献中の記述内容」における、文章や文章の一部の出典を示すために付与している。

次に、個々の文献の記述内容から、「分析の視点」として導出した、「参加者の構成」「参加者による学習活動」「参加者間のコミュニケーション」「合意の状態」「非参加者との関係」「政治システムとの関係」の、いずれかに該当する文章や文章の一部を、文脈に注意を払いつつ抽出した。例え

ば、文献中の“市内の子ども文庫、読書会、読み聞かせサークル等から趣旨に賛同した人たちが集まり”という記述は、「参加者の構成」に該当するものとし、“まずは自分たちが図書館について勉強することが大切と思い”や“専門家の話は、図書館の果たす役割についてきわめて示唆に富んでいて、私たちの目を開いてくださった”などは「参加者による学習活動」に、“多数の意見を出し合い、十分話し合いを重ね”や“メールや会合での議論を積み重ね”は「参加者間のコミュニケーション」に、それぞれ該当するものとして抽出し、付表2～7のように整理した。なお、付表3、付表5～7においては、多数の自治体で同様の内容の記述が認められたため、「出典記号」の欄に「多数」と表記し、付表の構成が冗長になることを回避している。

#### B. 調査結果

対象とした住民団体の「活動のテーマ」は、1990年代は主に新館建設や既存施設の改修、分館設置等の「図書館設置・建設」であり、2000年代以降は指定管理者制度の導入などの行政改革による「運営形態」であった（付表1「活動のテーマ」）。この点もふまえつつ、付表2～7に基づき、文献の記述内容から把握される住民団体の具体的な活動状況を、「分析の視点」ごとに以下に示す。なお、本文中の引用文については、直後の（ ）内に付表1の「出典記号」を付した。また、本文中の引用文、及び、付表2～7における[ ]内は筆者による補記である。

##### 1. 参加者の構成

本調査においては、住民団体の構成員が参加者に相当するといえる。記述内容から把握される状況を、付表2に基づき以下に示す。

まず、“図書館についての認識が深く、東京都内、都下の図書館の実状や、図書館員の役割を熟知し把握しているというわけではありませんでした”（調布市②）、“少数の例外を除いて、運動の中で図書館を知っていった”（東伊豆町）、“私達は図書館に関して全くの素人なので”（北島町）、

“図書館の理念などはあまり知らない人の方が多いのです”（横浜市①），“[指定管理者制度の導入について] 具体的に何がどう問題なのか、どうやって市に意見を伝えていけばよいのか、わからないことばかり”（南足柄町）などは、参加者に図書館や図書館行政についての素人が含まれる状況を表すものといえる。また、次項において見出された、参加者が活動当初から学習活動を実施している状況も、このことを示唆している。

参加者の属性については、“親子読書会の会員”（根室市②），“市内の子ども文庫、読書会、読み聞かせサークル等から[市立図書館をつくる市民運動の] 趣旨に賛同した人たちが集まり”（山口市）、あるいは、活動主体が“子どもの読書環境について市や図書館に要望や提言を行って”きた「子ども文庫連絡会」（北本市）であるなど、1970年代の図書館づくり住民運動以来の、「子どもの読書」に関わる住民を見出すことができる。その一方で、“チラシを見て来た”人達（藤代町①），“図書館の委託問題に痛く関心があるというか、すごく心配している人達”（調布市①），“町内から七十歳代から二十歳代までの幅広い年代の方々”や“同じ志を持った若い男性が何人か”（明科町），“文庫の「ぶ」もないところで、とにかくにも図書館が欲しいの声をあげ[た住民]”（東伊豆町），“ニュータウンの働き手だった男性達が仕事のリタイアを前後にこれからのまちづくりに関心を持ち、会員の半数は男性である”（多摩市）などからは、特に「子どもの読書」との関わりを持たない住民が参加していることがわかる。すなわち、参加者の属性は多様化している状況にあるといえる。

個々の参加者の「参加の契機」は一概には言えないが、“会合に集まった人達で[会が] 結成されました”（藤代町①），“[図書館主催の「図書館を語る会」に] 集まったメンバーが中心となって、「図書館を考える会」が発足しました”（日野町），“講演会を開催し、そこに集まった人たちにて発足した会です”（杉戸町），“緊急市民集会を開き[中略] 集まった市民に参加を呼びかけ”（堺市）などからは、住民団体の発足に先立って

開催された会合への参加を挙げることができる。また、“図書館ができることを知り、さっそく[中略]「北島町立図書館を考える会」を発足させた”（北島町），“実際に実現の見通しが出来たので、住民の会をつくることを「いよいよ」決意し”（木曾川町①），“[指定管理者制度導入の動きを受けて] 幅広く結集できる受け皿をつくらうと[会を立ち上げた]”（北海道）などは、図書館行政の具体的な動向が住民団体の発足を促し、住民に参加の契機をもたらしたと捉えることができる。特に民間委託や指定管理者制度の導入などの、運営形態に関する活動においては、“これは大変だとばかりに”（調布市①），“本当に市民生活に身近な図書館はどうあるべきなのかを考え、守っていかうということ”（川崎市），“何とか私たちにできることはないかと”（逗子市），“ひとまず何かアクションを起こさなければ！そんな思いで”（南足柄市），“とりあえず「ダメもと」でも声をあげよう”（草津市）など、参加者の危機感を把握することができる。

## 2. 参加者による学習活動

ほぼ全ての住民団体が、資料や図書にもとづく学習会、専門家を招いた講演会、他の自治体の図書館見学を実施したと記述しており、これらが参加者（住民団体の構成員）による一般的な学習方法であるといえる。また、図書館建設の活動においては、菅原峻の著作である『これからの図書館』（晶文社）を読み、また、菅原を招いた講演会を開催した団体が少なくないことも把握される（根室市、始良町、日進町、湯布院町、ほか）。

付表3に示す通り、“発足式と同時に[講師を招いて]”（始良町），“運動を進めるにあたって、他の図書館作りの経過や既存の図書館の情報を集めることから始めた”（小笠原村），“まずは自分たちが図書館について勉強することが大切”（杉戸町）など、参加者は活動当初から学習活動を実施している状況にあるといえる。

また“書物を通し、図書館見学を通し、またすぐれた図書館人と接し、図書館の素晴らしさを少しずつ理解していった”（東伊豆町），“指定管理者

制度を導入させてはならないとの思いを強めました”（篠山市），“専門家の話は、[中略] 私たちの目を開いてくださった”（多摩市），“一定の理解を共有することができ、動きやすくなった”（北海道），“私たちの考え方の視野を広げ、また心強い支えにもなりました”（北本市）などからは、学習効果として、図書館について理解するとともに、活動の指針が得られたという認識を捉えることができる。

さらに“図書館側がリードする事態は極力避ける努力をし、主体性が考える会にあることを基本とした”（根室市①），“図書館づくり運動をするならもっともっと専門知識をとの思いから[短大に通い司書資格を取得した]”（明科町），“近隣の図書館長や講演会を聞きに行ったときに、その後で講師先生からアドバイスを頂いたりして”（北島町）など、参加者による主体的・能動的な活動状況も把握することができる。

### 3. 参加者間のコミュニケーション

参加者間のコミュニケーションに関する記述内容は、付表4の通りである。“部会・例会・役員会他毎月2回、3回と集まりを持ち、[中略] 多数の意見を出し合い、充分話し合いを重ね、”（根室市②）や、“第2回学習会では「わたしたちの理想の図書館」と題して意見を出し合いました”（南足柄市）などのような文章とともに、“私たちは[中略] 会合を重ね”（福島市②），“二か月に一度の定例会を開き”（始良町），“図書館について議論を始める”（木曾川町①），“出された資料を読みあい、議論をつくし”（鎌倉市③），“メールや会合での議論を積み重ね”（静岡市③）などの、文中の短いフレーズによって、少なくとも参加者間のコミュニケーションの「実態がある」ことは捉えることができる。また、“間断なく開かれる会議に二度も欠席すると、専門用語も飛び交う環境の下では、会議の話がよくわからないという人が出てきました”（調布市②）や、“メンバー間の情報共有と意思疎通が大きな課題となっている。”（北海道）など、コミュニケーションの難しさに対する認識が表されている。

参加者の「選好の変容」に関しては、たとえば

“[移転問題については、意見が会員によって賛同と新築に分かれていたが] 逼迫している市の財政事情を抱えるとしても、多少の負担の上将来に禍根を残さぬ程度の改築を行い、図書館移転も止むを得ないとの結論に達した”（根室市①），“[行政から複合施設の図書館建設計画が示され] これまで図書館は単独で、と求めていた会としては苦渋の選択でしたが、早期実現ということから受け入れることにしました”（山口市）や、“[市から指定管理者の運営を打診され、] 営利を目的とする民間企業に任せるくらいなら、自分たちが図書館の運営を探りながら引き受けようという結論[に至って以降、] 情報を共有し、話し合いを重ねる[過程で、] 指定管理者制度の持つ問題点があつてき[たために、最終的には辞退した]”（北本市）など、参加者間のコミュニケーションを経て当初の選好とは異なる結論が出されたという記述内容より、その実態はあるといえる。

### 4. 合意の状態

参加者間のコミュニケーションの実態があることにより、首長や教育長、議会議長などに提出する請願書、要望書、陳情書をはじめ、“つくる会としての「藤代町立図書館の基本構想大綱（草案）」（藤代町②）、「あったらいいね…こんな図書館」（日進市②）、「図書館建設への私たちの提言—杉戸町立図書館に望むこと—」（杉戸町）、「市民の図書館政策」（静岡市②）などの、住民団体が作成した図書館構想文書の内容、あるいは、“私たちは、図書館の管理運営を外部に委託するという構想には反対です”（目黒区）“この移管案に対し友の会は反対の立場をとることを決め”（鎌倉市②）という住民団体の意思を表す記述などは、参加者の「合意」に相当するものといえる（付表5）。従って、合意の「実態がある」状況は捉えることができる。

### 5. 非参加者との関係

付表6に示す通り、住民団体では構成員以外（非参加者）の住民に対して、講演会の開催やチラシの配布、アンケート調査（根室市①、始良町）などの働きかけを行っている。また“署名活動等

を通じて問題を広く投げかけていきました”（鎌倉市②）や“請願書への署名をお願いしながら多くの市民と話し続けました”（北本市）など、請願や陳情に伴う署名活動も、非参加者への働きかけとして捉えることができる。

主として「図書館建設」をテーマとする活動では、“私たちの運動が市民に図書館への関心を高める運動になっていると思う”（多摩市）という、活動の及ぼす影響についての肯定的な見解とともに、“確かに図書館より漁業問題の方が重要だと考える市民もおられるのは承知している”（根室市①）、“署名活動をしているとき、根も葉も無い中傷をされたこともあった”（北島町）、“なかなか仲間を広げられないもどかしさを感じつつも”（日野町）、“図書館の話をもくると「目が薄いから。足（交通機関）がないから」と言われます”（湯布院町）など、非参加者の関心の低さを認識している状況も捉えることができる。

「運営形態」をテーマとする活動においては、“一人でも多くの区民にこの問題を知らせることに的を絞った”（新宿区）、“署名活動を展開し、[首長部局への]「移管」を知らない人に周知する効果を生んだ”（鎌倉市①）、まだほとんどこの問題を知らされていない市民に、[中略]図書館民営化の危機を訴えました”（堺市）、“市民の皆さんにぜひ図書館について知っていただきたいと広報し”（北本市）、などから、図書館行政の動向を知らない（知らされていない）非参加者の住民に対する広報の役割を果たしている。また、“図書館の委託に反対しようと呼びかけても、なかなか理解してもらうのがむずかしい”（仙台市②）、“「図書館の大事さはわかっているつもりでも、図書館のことは難しそうで…」とおっくうがる人が多い”（調布市②）、“市民への広がり難しい（指定管理者制度のデメリットを説明しにくい）”（逗子市）、“「難しそうなことばかりで、何をしている団体なのか？」とよく尋ねられます”（佐賀市）など、問題意識を共有することの難しさを認識している状況を把握することができる。

## 6. 政治システムとの関係

首長や議会、教育長らに対しては（付表7参照）、前出の、陳情書、請願書、要望書、各団体による図書館構想文書等の提出や、作成した小冊子やチラシ、シンポジウムの案内などの関連資料の配布を通じた情報提供、図書館協議会・懇話会・建設準備委員会等への委員としての参加、議会の傍聴、などによる働きかけが行われている。

加えて、“会の名において、図書館や市教委と話し合いを求め、市議会議員の方々と懇談会を重ねた”（根室市①）、“新しい町長が決まり、私たちがすぐにおこなったことは町長と面談し”（藤代町①）、“[会を発足すると]図書館管轄になる教育委員会へ挨拶に出向き、会設立の趣旨と今後図書館に関する事で話し合いを重ねていきたい旨を伝えた”（北島町）、“村長に「図書館建設」の要望書を提出し、三十分ほど懇談をした”（小笠原村）など、主体的に「面談」の機会を得ている。さらに、“やっと町長との懇談会が八月末にもてました”（湯布院町）、“行革課の担当者にも同席していただきたい、同席していただければ行革課に何うとねばって、行革課からも主幹が出席した”（北海道）、“[要望書を提出したときに]市長と10分間だけが会見することができた”（静岡市①）、“機会があって20分だけだったが市長と面談でき”（静岡市②）、などは、住民団体が面談の設定を重視している状況を表すものといえる。また“町長が住民の決めた場所へ出かけて来て話し合いをする制度「出前座談会」を申し込み、”（杉戸町）や“区長を囲む会”（新宿区①）、“月に一度、市長室で一緒にカレーライスを食べながら、市民が直接、町づくりについての意見、提案を伝え、話し合うという「カレーランチミーティング」という公聴制度”（横浜市①）、“市長とのふれあいトーク”（鎌倉市①）などのように、特定の制度を活用した面談も行われている。

特に「議員」との面談については“文教福祉委員を会員が分担して会派ごとに訪ねて説明”（福島市②）、“議会の各党派を回ってお願いした”（草加市）、“市会議員26名に直接面会し”（日進市②）など、時間や労力を費やしていることがわかる。



熟議民主主義論による「分析の視点」からみた図書館づくり住民団体の活動

この他、“私たちは町長に要望するだけでなく、話し合いをすることで信頼を確立することに努めました”（藤代町①），“私達は行政とけんかをするつもりはない。何がなんでも要望を押し通して闘うという勇ましい話し合いを重ねてきたのではない。行政サイドの立場を理解しながらも、私達が学んで得た図書館の思いを話してきたつもりでいる”（北島町），“私たちは市に対して対立的な構図をつくらず、何よりも間に「信頼」をおい

て、互いに図書館についての理解を深めていくように努めてきました”（草津市）などからは、非対立的・協調的な関係構築を目指す認識を捉えることができる。ただし“穏便な表現にしなければ反感を持たれる（そして無視される）。穏便な表現にすれば真意が伝わらない（あるいは気づかない振りをされる）”（静岡市②）と、意思疎通の困難さを率直に表す記述もある。

第3表 熟議民主主義の要件と図書館づくり住民団体の活動

分析の視点	熟議民主主義の要件	図書館づくり住民団体の活動
参加者の構成	討議のテーマに関する選好が確定していない、専門的な知識を持たない、特定の利益集団に属さない素人であり、公的な利益の追求を志向し参加意識・意欲を有する、母集団と相似する多様な属性の人々により構成される	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館や図書館行政に関する素人である</li> <li>・図書館づくりに関わる意思により組織された任意団体の参加者である</li> <li>・子どもの読書に関わる住民とともに、より多様な属性の住民も含まれている</li> <li>・住民団体の発足前に開催された会合への参加や、図書館行政の具体的な動向などが、住民団体への参加の契機となっている</li> </ul>
参加者による学習活動	参加者は、専門家との対等な対話により、討議のテーマに関する専門知識を得るとともに、専門家が答えられない問題や専門家間の見解の違いを把握するなど、専門家とは異なる立場からの論点を見出す	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動当初から主体的・能動的に、学習会、講演会、図書館見学等を実施している</li> <li>・図書館について理解することや、活動の指針を得るなどの効果を認識している</li> </ul>
参加者間のコミュニケーション	参加者は、他の参加者との選好の理由を巡るコミュニケーションにより、その選好に変容が生じる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者間のコミュニケーションが行われている</li> <li>・当初の選好とは異なる結論を出す状況がある</li> </ul>
合意の状態	部分的な非合意や暫定性を内包した多様な合意の状態を容認し、かつ、さらなる合意に向けて熟議を継続する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請願書や要望書、図書館構想文書等を作成している</li> <li>・図書館行政に反対する意思を表明している</li> </ul>
非参加者との関係	政治システム的意思決定に及ぼす影響よりもむしろ、討議に参加していない多数の人々に対して、問題の共有や関心の喚起、議論の活性化などの影響を及ぼすことを重視する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会の開催やチラシの配布、署名活動などによる働きかけを行っている</li> <li>・図書館建設に関する活動においては、非参加者の関心の低さを認識している</li> <li>・運営形態に関する活動においては、図書館行政の動向を広報する役割を果たすとともに、問題意識を共有する難しさを認識している</li> </ul>
政治システムとの関係	意思決定の担い手は政治システムであり、政治システムによる民主的な意思決定のために、市民社会の熟議において形成された意見を政治システムに提供する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首長や議会への陳情書、請願書、要望書、図書館構想文書等の提出とともに、主体的に面談の機会を得ている</li> <li>・特に議員との面談については、時間や労力を費やしている</li> <li>・非対立的・協調的な関係構築を目指している</li> </ul>

## C. 考察

文献調査を通して、熟議民主主義論により導出した6つの「分析の視点」に基づく、1990年代以降の住民団体の具体的な活動状況が把握された。以下に、それらの状況について、第II章C.で提示した「熟議民主主義の要件」と整合しているかを考察する(第3表)。

### 1. 参加者の構成

“図書館に関して全くの素人”、“あまり知らない”“わからないことばかり”などの記述内容からは、図書館や図書館行政に関しては素人である状況を把握することができた。また文献中の記述の有無にかかわらず、住民団体は本質的に図書館づくりに関わる意思のもとに組織された「任意団体」であることから、その構成員である参加者は、少なくとも公募による選出と同程度には、公的な利益を追求する志向や参加意識・意欲を有すると想定される。さらに、文庫活動や読み聞かせ等の子どもの読書に関わる住民とともに、“チラシを見て来た”や“ニュータウンの働き手だった男性達”など、より多様な属性の住民が含まれている。住民団体の発足前に開催された会合への参加や、図書館行政の具体的な動向などが、参加の契機となっていることも把握された。従って、「討議のテーマに関する素人であり、公的な利益の追求を志向し参加意識・意欲を有する多様な属性の人々」という熟議民主主義の要件とは概ね整合する状況にあるといえる。ただし、属性の多様性に関しては、「母集団と相似する」という要件に対照するほどの具体的な記述は見出せない。

### 2. 参加者による学習活動

住民団体の構成員は、活動当初から、主体的・能動的に、学習会、講演会、図書館見学等の方法により学習活動を行い、図書館について理解することや、活動の指針を得るなどの効果を認識している状況が把握された。従って、「討議のテーマに関する専門知識を得る」という点では、熟議民主主義の要件と整合している。ただし、学習過程において、「専門家との対等な対話」が行われた

状況や、「専門家とは異なる立場からの論点を見出す」という要件に整合する状況を表す記述は見られない。

### 3. 参加者間のコミュニケーション

“話し合い”や“議論”、“会合”等の記述から、実際に参加者間のコミュニケーションが行われている状況が把握された。また、移転か新築か、複合施設か単独施設か、指定管理者制度導入か否か、などの問題に関して、当初の選好とは異なる結論を出したという記述内容からは、住民団体としての、いわば「集合的な」選好の変容の状況を捉えることができる。ただし、具体的なコミュニケーション過程が記述されていないことにより、熟議民主主義の要件である「選好の理由を巡るコミュニケーション」の有無や、参加者の「個人的な」選好の変容の状況については、把握することはできない。

### 4. 合意の状態

請願書や要望書、図書館構想文書等の文書の内容や、図書館行政に反対する意思を表明している状況等を、参加者間のコミュニケーションによる合意として捉えることにより、合意の「実態がある」ことは把握される。しかしながら、その合意に部分的な非合意や暫定性が内包されているか、それらが内包されている場合には、さらなる合意に向けた討議の継続の状況があるかなどの、熟議民主主義の要件と対照するための記述は見出せない。

### 5. 非参加者との関係

非参加者に対する働きかけとして、講演会の開催やチラシの配布、署名活動などによる働きかけが行われている。また、図書館建設に関する活動を通じて参加者は、“図書館より漁業問題の方が重要だと考える市民”の存在や、“なかなか仲間を広げられないもどかしさ”などの、非参加者の関心の低さを認識している。運営形態に関する活動においては、“一人でも多くの区民にこの問題を知らせる”、“ぜひ図書館について知っていただきたいと広報し”など、図書館行政の動向を広報

する役割を果たすとともに、“なかなか理解してもらいにくい”など、問題意識を共有する難しさを認識している。こうした状況は、「討議に参加していない多数の人々に対して、問題の共有や関心の喚起、議論の活性化などの影響を及ぼすことを重視する」という、熟議民主主義の要件と整合している。

#### 6. 政治システムとの関係

記述内容からは、首長や議会への陳情書、請願書、要望書、図書館構想文書等の提出とともに、“懇談会を重ねた”、“挨拶に出向き”や、既存の制度を活用するなど、主体的に面談の機会を得ていること、特に議員に対しては、全員、あるいは全会派と面談するなど、時間や労力を費やしている状況を把握した。また、“行政サイドの立場を理解しながらも”のように、非対立的・協調的な関係構築を目指す認識も捉えられた。これらの状況は、「政治システムによる民主的な意思決定のために、市民社会の熟議において形成された意見を政治システムに提供する」という熟議民主主義の要件に整合している。

### IV. おわりに

本稿では、図書館行政のガバナンス論における住民のあり方に関する議論として、図書館づくり住民団体に着目し、その活動状況を把握するための「分析の視点」として、「参加者の構成」「参加者による学習活動」「参加者間のコミュニケーション」「合意の状態」「非参加者との関係」「政治システムとの関係」という6つの視点を導出した。さらに、これらの「分析の視点」を文献調査に適用することにより、1990年代以降の「参加者の構成」「非参加者との関係」「政治システムとの関係」に該当する活動の状況が、熟議民主主義の要件に概ね整合していることを明らかにした。

一方で、「参加者による学習活動」「参加者間のコミュニケーション」「合意の状態」、及び「参加者の構成」の多様な属性、に関しては、該当する活動の実態があることは把握されたものの、少なくとも今回の文献調査では、熟議民主主義の要件

と整合するかどうかを判断する状況は確認できなかった。これらの、文献調査では確認できなかった「分析の視点」に基づく具体的な状況については、フィールドワーク等を実施することにより改めて確認する必要があると考える。さらに、今後の調査においては、本稿で得られた知見に留まらない、新たな状況が見いだされることも十分に考えられる。

活動状況をより一層明確にした上で、全体を俯瞰し、あるいは、「分析の視点」ごとの状況を掘り下げることにより、図書館づくり住民団体の活動に関する議論を展開し、図書館行政のガバナンスにおける住民のあり方を追究していく必要がある。

### 謝 辞

査読者はもとより、本研究に関して助言を頂いた多くの方々に感謝申し上げます。

本研究はJSPS 科研費 26330371 の助成を受けております。

また、本論文は平成27年度専修大学長期国内研究員の研究成果です。

### 注・引用文献

- 1) 糸賀雅児, 葉袋秀樹編. 図書館制度・経営論. 樹村房, 2013, 231p.
- 2) 大串夏身. これからの図書館・増補版: 21世紀・知恵創造の基盤組織. 青弓社, 2011, 228p.
- 3) 塩見昇編. 図書館概論. 日本図書館協会, 2015, 285p. (JLA 図書館情報学テキストシリーズ 3-1).
- 4) 図書館法第7条の4には“図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない”とある。
- 5) 毎年刊行される『図書館年鑑』(日本図書館協会 図書館年鑑編集委員会編)における、「II 図書館統計・資料 2 図書館関係資料 ○住民運動による要望等」を参照のこと。
- 6) 桑原芳哉. 図書館整備「反対運動」とその争点. カレントアウェアネス. 2014, no. 322, p. 5-7. <http://current.ndl.go.jp/cal1834>, (accessed 2015-08-11).
- 7) 武雄市図書館の開館に関して、“あるべき公共図

- 書館論については百家争鳴であるが、肝心なのは、当該自治体の住民がどう評価するかである”とし、“これまでよりも多くの人々が図書館を話題にするようになったことは事実”であり、“図書館の本質やあるべき姿について、市民的な議論の場をつくるチャンスが到来しているのではないか”とする嶋田の見解は、住民のあり方として「住民間の議論」を提起するものといえる。嶋田学。住民が生成する図書館のエートス。出版ニュース。2013, no. 2301, p. 28.
- 8) “D. 図書館づくりと住民参加”。図書館ハンドブック。第6版補訂版。日本図書館協会。2010, p. 146-147.
  - 9) 例えば、図書については、身近に図書館がほしい福岡市民の会編。おーい図書館！：市民による図書館運動。石風社。2006, 276p. や、扇元久栄ほか。図書館づくり運動実践記。緑風出版。1997, 348p. などがある。雑誌については、本稿の付表1を参照のこと。
  - 10) 木暮健太郎。“第2世代のガバナンス論と民主主義”。ガバナンス論の現在。岩崎正洋編。勁草書房。2011, p. 165-186.
  - 11) Goodin, Robert E. *Refelctive Democracy*. Oxford University Press, 2003, 279p.
  - 12) J. A. シュムペーター。資本主義・社会主義・民主主義。中山伊知郎, 東畑精一訳。東洋経済新報社。1995, 689p.
  - 13) 柳瀬昇。裁判員制度の立法学：討議民主主義理論に基づく国民の司法参加の意義の再構成。日本評論社。2009, 302p.
  - 14) 齋藤純一, 田村哲樹。アクセスデモクラシー論。日本経済評論社。2012, 298p.
  - 15) 大矢吉之。“熟議民主主義論の展開とその政策理念：市民参加・熟議政治・合意形成”。公共政策学。足立幸男, 森脇俊雅編著。ミネルヴァ書房。2003, p. 343-356.
  - 16) Cohen, Joshua. “Deliberation and Democratic Legitimacy”。*The Good Polity: Normative Analysis of the State*. Hamlin, Alan, Petit, Phillip eds. Blackwell, 1989, p. 17-34.
  - 17) 細井優子。リベラル・デモクラシーの危機：熟議はデモクラシーの「正統性」を回復するのか。政策と調査。2013, no. 4, p. 52-68. <http://ssrc.saitama-u.ac.jp/PDF/250326.pdf>, (accessed 2015-08-11).
  - 18) 田村哲樹。熟議の理由：民主主義の政治理論。勁草書房。2008, 200p.
  - 19) 篠原一。歴史政治学とデモクラシー。岩波書店。2007, 334p.
  - 20) 田村哲樹。“熟議と参加：リベラル・デモクラシーを超えるのか”。政治哲学と現代。川崎修編。岩波書店。2014, p. 75-99. (岩波講座政治哲
  - 学6)。
  - 21) “討議”。大辞林。第3版。三省堂。2006, p. 1772.
  - 22) ジュヌヴィエーブ・フジ・ジョンソン (Genevieve Fuji Johnson) は、「参加」と「熟議」による合意(集合的意思決定)は、人々の根源的な価値や利益を守る可能性がより高い「正当性」と、人々が道理にもとづいて受容する可能性が高い「正統性」を併せ持つとして、政策形成過程におけるその有効性を指摘する(ジュヌヴィエーブ・フジ・ジョンソン。核廃棄物と熟議民主主義：倫理的政策分析の可能性。船橋晴俊, 西谷内博美訳。新泉社。2011, p. 297. [p. 154])。このように、論者によっては「正当性 (justification)」と「正統性 (legitimacy)」を明確に使い分けているが、両者の違いを特に意識せずに、いずれかが使用される場合も少なくない。従って本稿ではこれ以降、引用を除き、両者の意味を包含する用語として「正当性」を使用する。
  - 23) 早川誠。熟議デモクラシーとグローバル化の諸側面。思想。2009, no. 1020, p. 251-267.
  - 24) 柳瀬昇。熟慮と討議の民主主義論。ミネルヴァ書房。2015, 309p.
  - 25) ただし、同書<sup>13)</sup>[p. 175-184]で柳瀬は、両者を架橋する議論も展開している。
  - 26) 山田陽。熟議民主主義と「公共圏」。相関社会学。2009, no. 19, p. 54-72. <http://www.kiss.c.u-tokyo.ac.jp/docs/kss/vol19/vol1904yamada.pdf>, (accessed 2015-08-11).
  - 27) 他に、一定の集団で討議を行う場合の、集団極性化 (group polarization: 参加者の当初からの選好が討議を通じて増進され、全体としてさらに極端な結論に至る状況) や同調 (conformity: 個人が他者や集団の設定する期待や基準に沿って行動するようになる状況) も論点とされているが<sup>13)</sup>[p. 256-259]、これらは社会心理学に関わるものであるため、本研究では対象外とする。
  - 28) 田村哲樹。“熟議による「和解」の可能性”。紛争と和解の政治学。松尾秀哉, 白井陽一郎編。ナカニシヤ出版。2013, p. 67-85.
  - 29) 鈴木宗徳。“公共性と熟議民主主義を分離・再接続する：「ミニ・パブリックス」の可能性”。船橋晴俊, 壽福眞美編著。法政大学出版局。2012, p. 105-123.
  - 30) 田村哲樹。“民主主義の新しい可能性：熟議民主主義の多面的深化に向かって”。現代政治のパースペクティブ：欧州の経験に学ぶ。畑山敏夫, 丸山仁編著。法律文化社。2004, p. 139-163.
  - 31) 田村哲樹。熟議民主主義とベーシック・インカム：福祉国家『以後』における『公共性』という観点から。早稲田政治経済学雑誌。2004, no. 357, p. 38-62.
  - 32) 主な批判者は、シャンタル・ムフ (Chantal

- Mouffe) やマイケル・ウォルツァー (Michael Walzer) らである。
- 33) 田村哲樹. 熟議民主主義における「理性と情念」の位置. 思想. 2010, no. 1033, p. 152-171.
- 34) 鈴木も, 経験的に観察されるのは選好の変容にすぎず, 一定の討議が行われたあとで, それを「十分に理性化された／されていない」などと判断するのは無意味であると指摘する<sup>29)</sup>[p. 114].
- 35) 柳瀬は代表的な見解として, ジョシュア・コーエンによる「熟議の目的は合意形成に到達することである」とする言説を挙げる<sup>13)</sup>[p. 181].
- 36) 例えば, ジャック・ナイトとジェームス・ジョンソンは, 「熟議が合意を産み出すという保証は存在しない」とし, またシャンタル・ムフは「あらゆる合意は必然的に [少数者や異端者の] 排除という行為に基づいている」として, 民主主義における対立の契機を強調する闘技民主主義を主張する<sup>18)</sup>[p. 45-49, p. 60]. 鈴木は, “時間的制約による討議の打ち切りはあっても, 終局点としての完全なる合意など存在しない”と指摘する<sup>29)</sup>[p. 114].
- 37) ただし, 妊娠中絶や死刑制度などの道徳的不一致の場合に, 相互性, 公開性, 説明責任という3つの条件を充足した熟議を経ているれば, という留保が付いている.
- 38) 北田暁大. “熟議と排除: 社会装置としての熟議”. 「語る」: 熟議/対話の政治学. 田村哲樹編著. 風行社, 2010, p. 103-135.
- 39) 「複線モデル」は, ユルゲン・ハーバーマス, 事実性と妥当性: 法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究 (下). 河上倫逸, 耳野健二訳. 未来社, 2003, 356p. に表されているが, 本稿では, 田村<sup>18)</sup>[p. 123-128], <sup>30)</sup>[p. 149-151], 柳瀬<sup>13)</sup>[p. 195-200], 及び, 篠原<sup>40)</sup>[p. 184-189]の解説に基づいている.
- 40) 篠原一. 市民の政治学: 討議デモクラシーとは何か. 岩波書店, 2004, 210p.
- 41) 「市民社会」や「公共圏」という用語は, 多義的かつ論争的であるが, 本稿では, 政治システム(行政・議会)及び市場と区別された領域を表すものとする.
- 42) 田畑真一. “熟議デモクラシーにおけるミニ・パブリックスの位置付け: インフォーマルな次元での熟議の制度化”. 政治経済学の規範理論. 須賀晃一, 齋藤純一編. 勁草書房, 2011, p. 253-272.
- 43) 山岡龍一. 政治におけるアカウントビリティ: 代表, 責任, 熟議デモクラシー. 早稲田政治経済学雑誌. 2006, no. 364, p. 20-33.
- 44) 渡辺樹. 議会制民主主義と政治参加. レファレンス. 2007, vol. 57, no. 5, p. 23-42. [http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/200705\\_676/067602.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/200705_676/067602.pdf), (accessed 2015-08-11).
- 45) この他にも, 市民陪審や民衆会議 (アメリカにおける21世紀タウンミーティングやブラジルの参加型予算), あるいは, 複数の手法を統合した手法なども実施されているが, 本稿では, 討論型世論調査, コンセンサス会議, 計画細胞を対象として論じるものとする.
- 46) 倉阪秀史. 政策・合意形成入門. 勁草書房, 2012, 273p.
- 47) 篠藤明德. 市民の「公共形成権」と市民討議の意義. 地域開発. 2012, vol. 574, p. 2-6.
- 48) 田村哲樹. “熟議による構成, 熟議の構成: ミニ・パブリックス論を中心に”. 構成主義的政治理論と比較政治. 小野耕二編著. ミネルヴァ書房, 2009, p. 111-139.
- 49) 山田陽. “熟議は代表制を救うか?”. ポスト代表性の政治学: デモクラシーの危機に抗して. 山崎望, 山本主編. ナカニシヤ出版, 2015, p. 121-148.
- 50) 柳瀬は, “ダール (Robert A. Dahl) の提唱したミニ・ポピュラス (minipopulus) のもとに, ファング (Archon Fung) やグッディン (Robert E. Goodin), ドライゼックが使い始めたもののようなものである”と説明する<sup>24)</sup>[p. 114].
- 51) Goodin, Robert E. *Innovating Democracy: Democratic Theory and Practice After the Deliverative Turn*. Oxford University Press, 2008, 336p. 翻訳は田畑<sup>42)</sup>[p. 258]による.
- 52) 齋藤純一. 熟議デモクラシーについて. 早稲田政治経済学雑誌. 2012, no. 384, p. 24-30.
- 53) ジェイムズ・S. フィッシュキン. 人々の声が響き合うとき: 熟議空間と民主主義. 早川書房, 2011, 358p. ただし代表性については, 討論型世論調査や市民討議会の実践において参加者に偏りが生じていることから, その限界は否定できないと指摘される<sup>24)</sup>[p. 133].<sup>54)</sup>[p. 21-22, 103, 110].<sup>55)</sup>[p. 25].
- 54) 篠原一. 討議デモクラシーの挑戦: ミニ・パブリックスが拓く新しい政治. 岩波書店, 2012, 206p.
- 55) 坂野達郎. 討議民主主義手法としてのDPの意義と課題: 神奈川DPから見えてきたこと. 計画行政. 2010, vol. 33, no. 3, p. 21-28.
- 56) 小林傳司. 誰が科学技術について考えるのか. 名古屋大学出版会, 2004, 406p.
- 57) 小林傳司. “社会的意思決定への市民参加: コンセンサス会議”. 公共のための科学技術. 小林傳司編. 玉川大学出版部, 2002, p. 158-183.
- 58) 木場隆夫. 知識社会のゆくえ: プチ専門家症候群を超えて. 日本経済評論社, 2003, 242p.
- 59) 田村哲樹. 熟議民主主義は自由民主主義か?: 「熟議システム」概念の射程. 政治思想研究. 2013, no. 13, p. 135-161.

## 要 旨

**【目的】** 公共図書館行政のガバナンス論における「住民」のあり方に関する議論として、図書館づくり住民団体の活動に着目した。その意義や課題等のあり方を検討するために必要とされる実態調査が十分に行われていないことから、活動状況を把握するための「分析の視点」を導出する。さらに、導出した「分析の視点」を文献調査に適用することにより、図書館づくり住民団体の具体的な活動状況を考察する。

**【方法】** まず、政治学における熟議民主主義の議論を整理することにより、「熟議民主主義の要件」を提示したうえで、図書館づくり住民団体の活動状況を把握するための「分析の視点」を導出した。次に、図書館関連雑誌に掲載された1990年代以降の図書館づくり住民団体の活動に関する記述内容を、「分析の視点」に基づいて抽出し整理することにより、具体的な状況を把握した。そして、把握された状況が、先に提示した熟議民主主義の要件と整合しているかを考察した。

**【結果】** 熟議民主主義論より、「参加者の構成」「参加者による学習活動」「参加者間のコミュニケーション」「合意の状態」「非参加者との関係」「政治システムとの関係」という6つの「分析の視点」を導出した。これらの「分析の視点」を文献調査に適用することにより、1990年代以降の図書館づくり住民団体の活動について、図書館や図書館行政に関する素人である多様な属性の住民が参加していることや、活動当初より主体的・能動的に学習活動を行っていること、会合等でのコミュニケーションにより合意が形成されていること、団体の構成員以外の住民や、首長・議員等に対する働きかけを行っていることなどの具体的な状況を把握するとともに、「参加者の構成」「非参加者との関係」「政治システムとの関係」の視点に該当する状況は、熟議民主主義の要件に概ね整合していることを明らかにした。一方で、状況をより一層明確にするために、さらに調査を行う必要性を指摘した。

付表1 対象とした図書館づくり住民団体

活動時期	住民団体名	自治体名	活動のテーマ	書誌事項	出典記号
1990～1994	ねむろの街の図書館を考える会	根室市 (北海道)	図書館建設	「ねむろの街の図書館を考える会」の活動. 岩田宏一. みんなの図書館 (204), 11-16, 1994-04	根室市①
				「ねむろ図書館友の会」の活動を振り返って. 高僧良子. 図書館評論 (42), 36-40, 2001-06	根室市②
	仙台にもっと図書館をつくる会	仙台市 (宮城県)	図書館建設	政令指定都市仙台に暮らして思うこと. 扇元久栄. みんなの図書館 (180), 20-28, 1992-05	仙台市①
			管理委託	1993年夏「仙台にもっと図書館をつくる会」の委託問題についてのとりくみ. 扇元久栄. みんなの図書館 (201), 37-39, 1993-12	仙台市②
	福島市立図書館を育てる市民の会	福島市 (福島県)	司書職制度	福島市図書館行政の新しい動き. 木村瑠子. みんなの図書館 (231), 72-78, 1996-07	福島市①
				福島市立図書館が「本当の図書館」になるために〔含資料〕. 木村瑠子. みんなの図書館 (212), 52-57, 1994-12	福島市②
	藤代町に図書館をつくる会	藤代町 (茨城県)	図書館建設	私たちの町に図書館をつくろうー藤代町の図書館建設について. 高橋晃雄. みんなの図書館 (254), 20-26, 1998-06	藤代町①
				町立図書館づくり運動8年. 河井弘志. 図書館雑誌 95 (11), 879-881, 2001-11	藤代町②
	八雲・東が丘・柿の木坂に図書館をつくる会	目黒区 (東京都)	図書館建設, 管理委託	目黒区の状況と住民運動のとりくみ. 市村久代. みんなの図書館 (201), 32-35, 1993-12	目黒区
	調布の図書館をもっともっとよくする会	調布市 (東京都)	管理委託	調布図書館の財団委託と「もっとの会」の活動古橋研一. みんなの図書館 (201), 29-31, 1993-12	調布市①
文化に対する市民の責任ー調布の図書館の課題と展望. 津田櫓冬, 黒澤浩. 図書館雑誌 91 (2), 100-101, 1997-02				調布市②	
1990～1994	図書館欲しいな四次元ポケットの会	明科町 (長野県)	図書館建設	〔長野県〕明科町の図書室を日本一の図書館に! 小林桂子, 北条英明. みんなの図書館 (233), 11-15, 1996-09	明科町
	図書館の会	東伊豆町 (神奈川県)	図書館運営	東伊豆町立図書館の1年間から見えてくるもの. 内山康正. みんなの図書館 (200), 56-64, 1994-01	東伊豆町
	日野町図書館を考える会	日野町 (鳥取県)	図書館建設	鳥取よりー「日野町図書館を考える会」の直面している問題ー少しでも良いものに, 私たちの町の図書館だから. 松田鴨子. みんなの図書館 (209), 67-70, 1994-09	日野町
	私たちの図書館をつくろう会	山口市 (山口県)	図書館建設	市民の図書館づくり十三年の歩み. 土井としみ. みんなの図書館 (326), 18-24, 2004-06	山口市

付表1 つづき

活動時期	住民団体名	自治体名	活動のテーマ	書誌事項	出典記号
1990～1994	北島町立図書館を考える会	北島町 (徳島県)	図書館建設	〔徳島県〕北島町立図書館に思いを寄せて. 村上昭美. みんなの図書館 (233), 18-23, 1996-09	北島町
	始良町の新しい図書館創りを考える会	始良町 (鹿児島県)	図書館建設	図書館運動私たちの2年間. 吉留美穂. みんなの図書館 (223), 14-19, 1995-11	始良町
1995～1999	草加の図書館を育てる会	草加市 (埼玉県)	図書館建設	復活から新たな継続へ. 山木敦子. みんなの図書館 (353), 18-23, 2006-09	草加市
	小笠原村父島・図書室をよくする会	小笠原村 (東京都)	図書館建設	はじまった離島での図書館づくり—小笠原村父島・図書室をよくする会の経験. 村井さとみ, 藤田義彦. みんなの図書館 (233), 15-18, 1996-09	小笠原村
	二宮の新しい図書館づくりを考える会	二宮町 (神奈川県)	図書館建設	新しくできる図書館に期待して作った「私たちの望む図書館」三宅栄子. みんなの図書館 (273), 19-23, 2000-01	二宮町①
「図書館をたのしむ会・二宮」の活動—人を結び、人とともに成長する図書館をめざして. 黒川克己. みんなの図書館 (292), 59-67, 2001-08				二宮町②	
1995～1999	木曽川町民のための図書館をつくる会	木曽川町 (愛知県)	図書館建設	木曽川町にも図書館ができる！—私達の実践報告. 奥村衛. みんなの図書館 (264), 24-32, 1999-04	木曽川町①
				木曽川町の図書館づくり. その後. 奥村衛. みんなの図書館 (276), 33-37, 2000-04	木曽川町②
	図書館フレンズ 田原	田原町 (愛知県)	図書館建設	しなやか連携・田原流／図書館フレンズ田原. 図書館雑誌 95(11), 878, 2001-11	田原町
	私たちの図書館にしよう会	日進市 (愛知県)	図書館建設	日進市・図書館サポーター〈私たちの図書館にしよう会〉の活動紹介. 酒井信. みんなの図書館 (276), 38-43, 2000-04	日進市①
				日進市における図書館をめぐる市民運動. 酒井信. 図書館評論 (44), 22-27, 2003-07	日進市②
	篠山市の図書館を考える会	篠山市 (兵庫県)	図書館建設, 指定管理者制度	ささやま図書館友の会の歩み. 福山和子. みんなの図書館 (408), 32-41, 2011-04	篠山市
	図書館を考える会	宮田町 (福岡県)	図書館建設	「図書館が私に道を開いてくれた」時から40年そして「宮若市民にいろんな道を開く図書館が3年後にはじまる！」本多文子. みんなの図書館 (381), 10-19, 2009-01	宮田町
湯布院町の図書館をつくろう会	湯布院町 (大分県)	図書館建設	「未来をひらくゆふいん図書館」をめざして!! . 千竈八重子. みんなの図書館 (273), 10-16, 2000-01	湯布院町	



熟議民主主義論による「分析の視点」からみた図書館づくり住民団体の活動

付表1 つづき

活動時期	住民団体名	自治体名	活動のテーマ	書誌事項	出典記号
2000～2004	杉戸町の図書館を考える会	杉戸町 (埼玉県)	図書館建設, PFI	杉戸町の住民運動と現状 杉戸町の図書館を考える会 みんなの図書館 (314), 43-47, 2003-06	杉戸町
	新宿区の図書館をよくする会	新宿区 (東京都)	図書館数の削減	各地のたより東京発ドキュメント「新宿区の図書館削減案—後期基本計画」と住民運動. 辻和子. みんなの図書館 (306), 45-50, 2002-10	新宿区①
	東京の図書館をもっとよくする会			東京の図書館の再生のために—新宿の運動と各区の「委託問題」で考えたこと. 佐々木順二. みんなの図書館 (314), 48-52, 2003-06	新宿区②
2000～2004	多摩市に中央図書館をつくる会	多摩市 (東京都)	図書館建設	「多摩市に中央図書館をつくる会」の活動を通してこれからの図書館を考える. 青木洋子. みんなの図書館 (294), 21-25, 2001-10	多摩市
	川崎の図書館友の会	川崎市 (神奈川県)	民間委託	市民と図書館との協働について. 船橋佳子. みんなの図書館 (372), 41-47, 2008-04	川崎市
	つづき図書館ファン倶楽部	横浜市 (神奈川県)	図書館運営全般	市長とのカレラランチミーティング. 伊藤紀久子. みんなの図書館 (314), 36-42, 2003-06	横浜市①
				コミュニティの場としての公共図書館における取り組み. 福富洋一郎. 情報の科学と技術 64(10), 401-407, 2014-10	横浜市②
	図書館とともだち・鎌倉	鎌倉市 (神奈川県)	教育委員会移管	鎌倉の図書館を守る市民運動—鎌倉市の生涯学習部の首長部局移管問題. 石井保志. 月刊社会教育 47(10), 42-48, 2003-10	鎌倉市①
				改めて見えてきた社会教育の大切さ. 阿曾千代子. 月刊社会教育 49(2), 22-26, 2005-02	鎌倉市②
				図書館—利用者が望む公立図書館のありかた: 図書館友の会活動を通して思うこと. 阿曾千代子. 図書館界 59(4), 261-266, 2007-11	鎌倉市③
堺市の図書館を考える会	堺市 (大阪府)	指定管理者制度	私たちの図書館を「民営化」しないで!—堺市民の指定管理者制度導入の反対運動. 吉田マリ子. 月刊社会教育 49(11), 19-25, 2005-11	堺市	
2005～2015.3	北海道立図書館を考えるみんなの会	北海道	指定管理者制度	北海道立図書館への指定管理者導入を止めよう! 細谷洋子. みんなの図書館 (398), 16-23, 2010-06	北海道
	水戸市立図書館を育てる市民の会	水戸市 (茨城県)	指定管理者制度	水戸市立図書館の直営を願って. 坂部豪. みんなの図書館 (449), 46-50, 2014-09	水戸市①
				水戸市立図書館の直営を願って (2). 坂部豪. みんなの図書館 (453), 8-12, 2015-01	水戸市②

付表1 つづき

活動時期	住民団体名	自治体名	活動のテーマ	書誌事項	出典記号
2005 ～2015.3	北本市子ども文庫 連絡会	北本市 (埼玉県)	指定 管理者制度	市民にとっての図書館を考え続けて一 指定管理者制度導入に反対したこの 1年の歩み. 藤本富美子, 松本光子. みんなの図書館 (365), 32-43, 2007-09	北本市
	千葉市の図書館を 考える会	千葉市 (千葉県)	図書館運営・ サービス全般	千葉市の図書館についての提言書を提出. 中島昭子. みんなの図書館 (358), 47-53, 2007-02	千葉市
	私たちの図書館を 考える会・逗子	逗子市 (神奈川県)	指定 管理者制度	逗子市立図書館への「指定管理者制度」 導入問題: 市民として何ができるの か? 辻伸枝. みんなの図書館 (453), 13-16, 2015-01	逗子市
	南足柄図書館だい すきの会	南足柄市 (神奈川県)	指定 管理者制度	私たちの図書館どうなるの??? 毎日の 暮らしと隣り合う図書館を. 勝俣 千恵子, 荻部幸世. みんなの図書館 (374), 22-26, 2008-06	南足柄市
	静岡市の図書館を よくする会	静岡市 (静岡県)	指定 管理者制度	指定管理者制度と図書館・静岡市の場合. 佐久間美紀子. みんなの図書館 (353), 9-17, 2006-09	静岡市①
				静岡市立図書館の状況と「市民の図書館 政策」佐久間美紀子. みんなの図書館 (366), 37-44, 2007-10	静岡市②
				指定管理者制度導入問題から市民の図 書館政策づくりへー静岡市の図書館運 動には終わりが無い! 草谷桂子. 図 書館雑誌 101(12), 800-801, 2007-12	静岡市③
	〈わたしたちの図 書館〉を考える会	草津市 (滋賀県)	指定 管理者制度	「ダメもと」からはじまる…指定管 理者制度導入撤回までの1年. 早田 リツ子. 図書館雑誌 105(7), 432-433, 2011-07	草津市
	図書館友の会山口 県連絡会	周南市 (山口県)	図書館建設, 指定管理者 制度	図書館友の会山口県連絡会の周南市新 駅ビル図書館に対する要請活動. 藤 村聡. みんなの図書館 (442), 32-39, 2014-02	周南市①
				図書館友の会山口県連絡会の周南市新 駅ビル図書館に対する要請活動: その 後. 藤村聡. みんなの図書館 (455), 42-51, 2015-03	周南市②
図書館を友とする 会・さが	佐賀市 (佐賀県)	業務委託, 指定管理者 制度	ともに育ち, 学びあえる利用者と図書 館をー「図書館を友とする会・さが」 の活動から. 三保礼子. 月刊社会教育 49(11), 26-30, 2005-11	佐賀市	

付表2 「参加者の構成」に関する記述

活動状況	文献中の記述内容 ([p. ] 内は該当ページ)	出典記号
図書館や図書館行政の「素人」	“図書館についての認識が深く、東京都内、都下の図書館の実状や、図書館員の役割を熟知し把握しているというわけではありませんでした” [p. 101]	調布市②
	“図書館の会会員は少数の例外を除いて、運動の中で図書館を知っていった” [p. 59]	東伊豆町
	“私達は図書館に関して全くの素人なので” [p. 20]	北島町
	“私たちの会は、図書館勤務経験者もいますが、大半は本が好きで図書館をよく利用する一般市民です。図書館の理念などはあまり知らない人の方が多いのです。その代わり図書館関連とは違う様々なネットワークも持っています” [p. 41]	横浜市①
	“読みきかせやお話会などのボランティアが多く、運動の経験のない〔北海道子どもの本〕連絡会が中心になって運動を展開していくことになった” [p. 19]	北海道
	[指定管理者制度を導入することについての意見募集があり] これは大変なことになったと危機感をひしひしと感じ始めたのでした。といっても、具体的に何がどう問題なのか、どうやって市に意見を伝えていけばよいのか、わからないことばかり” [p. 24]	南足柄町
属性の多様化	“会員の大半は母親で二、三人父親が混っているが、やはり、親子読書会で活動していた方々で子育ての最中である人、若い人と多彩な顔ぶれである” [p. 12]	根室市①
	“親子読書会の会員・一般市民など30名ほどで” [p. 36]	根室市②
	“市内の子ども文庫、読書会、読み聞かせサークル等から〔市立図書館をつくる市民運動の〕趣旨に賛同した人たちが集まり” [p. 19]	山口市
	“町内の女性たちと一緒に” [p. 19]	北島町
	“文庫連では子どもの読書環境について市や図書館に要望や提言を行ってきました” [p. 33]	北本市
	“文庫活動の会員やチラシを見て来た「藤代町に図書館をつくりませんか」の会合に集まった人達” [p. 21]	藤代町①
	“会員は五十名いまして、図書館の委託問題に深く関心があるというか、すごく心配している人達が集まった『会』なのであります” [p. 29]	調布市①
	“[子どもの読書に関わりのある母親たちの会が図書館建設に向けた活動をしていこうとの呼びかけに] 町内から七十歳代から二十歳代までの幅広い年代の方々が、図書館が欲しいと声を上げてくださいました。また、このころより同じ志を持った若い男性が何人か、仲間に入ってリーダーシップをとってくれるようになったことはうれしいことです” [p. 13]	明科町
参加の契機(図書館行政の具体的な動向)	“文庫運動の発展の先に図書館を展望してきたのが従来の図書館運動のパターンとすれば、東伊豆町のそれは大きく踏み外している。文庫の「ぶ」もないところで、とにもかくにも図書館が欲しいの声をあげ、図書館の学習と宣伝をくり広げて成功に至った” [p. 56]	東伊豆町
	“PTA やおやこ劇場で知り合った社会教育の条件整備を求める市民が集まり、そこから図書館の利用者の会を作ろうということになり [会が発足]” [p. 21]	草加市
	“今までの女性が中心の市民運動と異なり、ニュータウンの働き手だった男性達が仕事のリタイアを前後にこれからのまちづくりに関心を持ち、会員の半数は男性であることがこの会の特徴といえるかもしれない” [p. 21]	多摩市
	“文庫活動の会員やチラシを見て来た「藤代町に図書館をつくりませんか」の会合に集まった人達で [会が] 結成されました” [p. 21]	藤代町①
参加の契機(図書館行政の具体的な動向)	“[図書館主催の「図書館を語る会」に] 集まったメンバーが中心となって、「図書館を考える会」が発足しました” [p. 68]	日野町
	“[杉戸町の図書館を考えるつどい] を広報にて呼びかけ、[中略] 講演会を開催し、そこに集まった人たちに発足した会です” [p. 44]	杉戸町
	“[指定管理者制度の導入対象となっていることが発表されたことにより] 緊急市民集会を開き [中略] 集まった市民に参加を呼びかけ「堺市の図書館を考える会」の実行委員会を再び立ち上げました” [p. 19-20]	堺市

付表2 つづき

活動状況	文献中の記述内容 ([p. ] 内は該当ページ)	出典記号
参加の契機 (図書館行政 の具体的な 動向)	“わが町一北島町にも図書館ができることを知り、さっそく [中略] 「北島町立図書館を考える会」を発足させた” [p. 19]	北島町
	“実際に実現の見通しが出来たので、住民の会をつくることを「いよいよ」決意し” [p. 27]	木曾川町①
	“[指定管理者制度導入の動きを受けて] 幅広く結集できる受け皿をつくらうと [会を立ち上げた]” [p. 18]	北海道
参加の契機 (参加者の危 機感)	“図書館を委託化するという事を聞きまして、これは大変だとばかりに [会を結成した]” [p. 29]	調布市①
	“本当に市民生活に身近な図書館はどうあるべきなのかを考え、守っていかうという事で市民が集まり、発足しました” [p. 41]	川崎市
	“何かしなくちゃ” [p. 18]	北海道
	“何とか私たちにできることはないかと [中略] [会を] 立ち上げ運動を始めました” [p. 14]	逗子市
	“具体的に何がどう問題なのか、わからないことばかり。それでも、ひとまず何かアクションを起こさなければ! そんな思いで、まずはこの制度を知ることからはじめようと、[会を発足した]” [p. 24]	南足柄市
	“とりあえず「ダメもと」でも声をあげようと動きは始めました” [p. 432]	草津市

付表3 「参加者による学習活動」に関する記述

活動状況	文献中の記述内容 ([p. ] 内は該当ページ)	出典記号
学習方法	資料や図書にもとづく学習会、専門家を招いた講演会、他の自治体の図書館見学を実施	多数
	図書館建設に関しては、菅原峻の著作『これからの図書館』を読み、菅原を招いた講演会を開催	多数
活動当初から 実施	“発足式と同時に [講師を招いて] 日本の図書館の現状やこれからあるべき姿を学びました” [p. 15]	始良町
	“運動を進めるにあたって、他の図書館作りの経過や既存の図書館の情報を集めることから始めた” [p. 15]	小笠原村
	“まずは自分たちが図書館について勉強することが大切と思い” [p. 45]	杉戸町
	“[会の発足後、] まずは見たり聞いたりしよう、と図書館見学会や講演会を企画し、読書会などを持ちながら図書館の学習を重ねた” [p. 262]	鎌倉市③
学習効果に 対する認識	“図書館運動は図書館の学習そのものであった。[中略] 書物を通し、図書館見学を通し、またすぐれた図書館人と接し、図書館の素晴らしさを少しずつ理解していった。運動に参加した誰もが目からウロコの落ちる思いを何度も繰り返してきた” [p. 59]	東伊豆町
	“[学習会や他の自治体の業務委託の実状を聞くなかで] 指定管理者制度を導入させてはならないとの思いを強めました” [p. 39]	篠山市
	“専門家の話は、図書館の果たす役割についてきわめて示唆に富んでいて、私たちの目を開いてくださった” [p. 25]	多摩市
	“学習会で [指定管理者制度の現状と問題点についての] 一定の理解を共有することができ、動きやすくなった” [p. 18]	北海道
	“私たちの考え方の視野を広げ、また心強い支えにもなりました” [p. 34]	北本市
主体的 能動的	“図書館の応援を得、司書の専門知識を大いに参考としたが、図書館側がリードする事態は極力避ける努力をし、主体性が考える会にあることを基本とした” [p. 15]	根室市①
	“図書館づくり運動をするならもっともっと専門知識をとの思いから [短大に通い司書資格を取得した]” [p. 14]	明科町
	“近隣の図書館長や講演会を聞きに行ったときに、その後で講師先生からアドバイスを頂いたりして、多くのことを学び励まされてきた” [p. 20]	北島町

熟議民主主義論による「分析の視点」からみた図書館づくり住民団体の活動

付表4 「参加者間のコミュニケーション」に関する記述

活動状況	文献中の記述内容 ([p. ] 内は該当ページ)	出典記号
実態がある	“部会・例会・役員会他毎月2回, 3回と集まりを持ち, [中略] 多数の意見を出し合い, 充分話し合いを重ね, 活発な活動が進められました” [p. 37]	根室市②
	“私たちは [中略] 会合を重ね, [中略] 「『寄贈本廃棄の件』に関する私たちの見解』を公表” [p. 53]	福島市②
	“二か月に一度の定例会を開き” [p. 16]	始良町
	“木曾川町の図書館について議論を始める” [p. 28]	木曾川町①
	“役場も設計者もフレンズも協力して行なう「公開意見交換会・情報広場シリーズ」を継続開催している” “情報広場”は, 意見交換のための, 情報公開のための, 何かを学ぶための会合” [p. 878]	田原町
	“出された資料を読みあい, 議論をつくし” [p. 263]	鎌倉市③
	“第2回学習会では「わたしたちの理想の図書館」と題して意見を出し合いました” [p. 25]	南足柄市
難しさ	“メールや会合での議論を積み重ね政策案を練った” [p. 801]	静岡市③
	“間断なく開かれる会議に二度も欠席すると, 専門用語も飛び交う環境の下では, 会議の話がよくわからないという人が出てきました” [p. 101]	調布市②
選好の変容	“[全道全域に散らばっている] メンバー間の情報共有と意思疎通が大きな課題となっている。最低限のしくみとして, 事務局メンバーの間は同報メールで意思疎通と情報共有をはかっているが, 子どもの本に関わる活動をしている人たちにはネットやパソコンに弱い人, まったく使わないという人が少なくない” [p. 20]	北海道
	“伝統的な方法である通信をこまめに発行して推移を丁寧に伝えている。” [p. 21]	
	“[移転問題については, 意見が会員によって賛同と新築に分かれていたが] 逼迫している市の財政事情を抱えとしても, 多少の負担の上将来に禍根を残さぬ程度の改築を行い, 図書館移転も止むを得ないとの結論に達した” [p. 14]	根室市①
選好の変容	“[行政から複合施設の図書館建設計画が示され] これまで図書館は単独で, と求めていた会としては苦渋の選択でしたが, 早期実現ということから受け入れることにしました” [p. 19]	山口市
	“[指定管理者の運営を打診され,] 営利を目的とする民間企業に任せるくらいなら, 自分たちが図書館の運営を探りながら引き受けようという結論 [に至って以降,] 情報を共有し, 話し合いを重ねる [過程で,] 指定管理者制度の持つ問題点がいくつもあがってき [たために, 最終的には辞退した]” [p. 34-35]	北本市

付表5 「合意の状態」に関する記述

活動状況	文献中の記述内容 ([p. ] 内は該当ページ)	出典記号
実態がある	首長や教育長, 議長議長などに提出する請願書, 要望書, 陳情書	多数
	“つくる会としての「藤代町立図書館の基本構想大綱(草案)」を発表した” [p. 879]	藤代町②
	“一年間話し合った報告として小冊子「あったらいいね…こんな図書館」を [中略] 作成し, 市民に配布しました” [p. 25]	日進市②
	“勉強してきたことを踏まえて, 十月に十七項目からなる「図書館建設への私たちの提言—杉戸町立図書館に望むこと—」を町へ提出しました” [p. 46]	杉戸町
	“私たちは「これからの千葉市の図書館に望むこと」について会員を中心にアンケートを行い, それらを基に提言書を作成しました” 「千葉市の図書館についての提言書」 [p. 47]	千葉市
	“公募文集やワークショップで出された意見によくする会としての見解を加えて練り上げ, 『市民の図書館政策』(以下『政策』)としてまとめた” [p. 38]	静岡市②
	“私たちは, 図書館の管理運営を外部に委託するという構想には反対です” [p. 34]	目黒区
	“この移管案に対し友の会は反対の立場をとることを決め” [p. 23]	鎌倉市②

付表6 「非参加者との関係」に関する記述

活動状況	文献中の記述内容 ([p. ] 内は該当ページ)	出典記号
働きかけ	講演会の開催, チラシの配布	多数
	“最初に手がけたのが市民アンケートで, その結果を分析して市側に要望することにした” [p. 14]	根室市①
	“新しい図書館に関して, 広く会員外からもアンケートをとり, [中略] 関心の高さが窺える結果を得ました” [p. 17]	始良町
	“署名活動等を通じて問題を広く投げかけていきました” [p. 23]	鎌倉市②
	“請願書への署名をお願いしながら多くの市民と話し続けました” [p. 37-38]	北本市
関心の低さを認識	“確かに図書館より漁業問題の方が重要だと考える市民もおられるのは承知している” [p. 14]	根室市①
	“[会の結成当初に行った町長への要望には回答すらなかったため] もっと多くの町民の協力を得なければ町を動かさないことを痛感しました。” [p. 21]	藤代町①
	“署名活動をしているとき, 根も葉も無い中傷をされたこともあった” [p. 20]	北島町
	“なかなか仲間を広げられないもどかしさを感じつつも [中略] 運動を少しずつではありますがが続けてきました” [p. 68]	日野町
	“確かに, このあたりは, まだ図書館を使った事のない高齢者層のいる地域です。[中略] 図書館の話をもけると「目が薄いから。足(交通機関)がないから」と言われます” [p. 14]	湯布院町
	“私たちの運動が市民に図書館への関心を高める運動になっていると思う” [p. 25]	多摩市
図書館行政の動向について広報	“まだまだ, 会の存在が知られていないということが言えます。それ以上に, 図書館計画が住民に知らされていないのです。この現状を住民に訴えるべく [全戸配布をめざしたチラシの作成などを実施]” [p. 47]	杉戸町
	“一人でも多くの区民にこの問題を知らせることに的を絞った” [p. 46]	新宿区①
	“署名活動を展開し, [首長部局への]「移管」を知らない人に周知する効果を生んだ” [p. 45]	鎌倉市①
	“まだほとんどこの問題を知らされていない市民に, [中略] 図書館民営化の危機を訴えました” [p. 22]	堺市
	“会では, 図書館への指定管理者制度導入の検討が進められているということが, 市民や図書館利用者には伝わっていないということが問題だと考えています。そこで, [中略] チラシを作り, 市立図書館の利用者や地域の人々に少しずつ手渡ししています” [p. 48]	水戸市①
	“講演会 [中略] を企画し, 市民の皆さんにぜひ図書館について知っていただきたいと広報し, チラシを夕方駅で配布しました” [p. 36]	北本市
	“[指定管理者制度の導入についての] 計画があることはほんの一握りの市民しか知らないで, 多くの市民に知ってもらうために「チラシ」作りから始め, 機会ある毎に配布しました” [p. 14]	逗子市
	“従来の図書館づくり市民運動の枠を超えて, 何とかもっと広く図書館への関心を呼び覚ましたい, と願って [講演とシンポジウムを企画し, ワークショップを企画した]” [p. 37]	静岡市②
	“問題の周知と民営化問題の正確な理解のために「くわたしたちの図書館」を考えるフォーラム」を開催しました” [p. 432]	草津市
問題意識を共有する難しさを認識	“サービス面でも充実しているとは思えない点もありますので, 「つくる会」が図書館の委託に反対しようと呼びかけても, なかなか理解してもらうのがむずかしいと思います” [p. 39]	仙台市②
	“「図書館の大事さはわかっているつもりでも, 図書館のことは難しそうで…」とおくくうがる人が多いのは調布といえども例外ではないのです” [p. 101]	調布市②
	“[指定管理者制度導入反対運動の問題点の一つとして] 市民への広がり難しい(指定管理者制度のデメリットを説明しにくい) [を挙げる]” [p. 16]	逗子市
	“「どんな図書館が必要なのか」という市民の思いが大切なのですが, 会としての力の弱さを痛感することもしばしばです。図書館は本が借りられればそれでいい, とする意見もまだ多数だからです” [p. 29] “「難しそうなことばかりで, 何をしている団体なのか?」とよく尋ねられます” [p. 29-30]	佐賀市

熟議民主主義論による「分析の視点」からみた図書館づくり住民団体の活動

付表7 「政治システムとの関係」に関する記述

活動状況	文献中の記述内容（[p. ]内は該当ページ）	出典記号
働きかけ	陳情書、請願書、要望書、図書館構想文書等の提出 小冊子やチラシ、シンポジウムの案内などの、関連資料の配布 図書館協議会・懇話会・建設準備委員会などに委員として参加 議会の傍聴	多数
面談	“会の名において、図書館や市教委と話し合いを求め、市議会議員の方々と懇談会を重ねた” [p. 13-14]	根室市①
	“新しい町長が決まり、私たちがすぐにおこなったことは町長と面談し、「藤代町立図書館設立準備委員会 [中略]」の設置を求めることでした” [p. 21]	藤代町①
	“[会を発足すると] 図書館管轄になる教育委員会へ挨拶に出向き、会設立の趣旨と今後図書館に関する話で話し合いを重ねていきたい旨を伝えた” [p. 20]	北島町
	“村長に「図書館建設」の要望書を提出し、三十分ほど懇談をした” [p. 17]	小笠原村
	“[会の発足後] 早速、[中略] 市長と懇談し、「考える会」発足の報告をするとともに市民と専門家が参画した図書館建設検討委員会設置を要望しました” [p. 34]	篠山市
	“私たち「つくろう会」は、やっと町長との懇談会が八月末にもてました。町長の顔を前に、構想を語ってもらいました” [p. 14]	湯布院町
	“行革課の担当者にも同席していただきたい、同席していただければ行革課に何うとねばって、行革課からも主幹が出席した” [p. 16]	北海道
	“市長とは3度ほど時間をかけて私たちの考えを訴える機会を持ちましたが” [p. 15]	逗子市
	“[要望書を提出したときに] 市長と10分間だけだが会見することができた” [p. 10]	静岡市①
“機会があつて20分だけだったが市長と面談でき、『政策』[(市民による図書館構想文書)]を直接手渡すことができた” [p. 38]	静岡市②	
制度を活用した面談	“会発足後すぐに、町長が住民の決めた場所へ出かけて来て話し合いをする制度「出前座談会」を申し込み、1月に実現” [p. 45]	杉戸町
	“[町に提出した] 提言に対する回答を貰うべく、二回目の町長との出前講座を行いました” [p. 46]	
	“地域ごとに行われた「区長を囲む会」（企画部主催）に手分けして参加することにした” [p. 45]	新宿区①
	“月に一度、市長室で一緒にカレーライスを食べながら、市民が直接、町づくりについての意見、提案を伝え、話し合うという「[カレーランチミーティング]という公聴制度の活用” [p. 36]	横浜市①
“市長とのふれあいトークにて、同会メンバーが市長に要望書と署名簿 [中略] を提出した” [p. 45]	鎌倉市①	
議員との面談	“[陳情書の提出にあたり、] 文教福祉委員を会員が分担して会派ごとに訪ねて説明” [p. 55]	福島市②
	“議会の各党派を回ってお願いしたところ” [p. 21]	草加市
	“市議員26名に直接面会し、署名活動をする中でいただいた市民の声を届けました” [p. 24]	日進市②
	“市議会議員にも個別に話を聞いてもらい理解を求めました” [p. 39]	篠山市
	“町会議員一人一人と面会し、説明と協力を要請しています” [p. 47]	杉戸町
	“集会アピール文や資料を持って、各党派の議員にお会いし、図書館とは、サービスとは、民営化されるとどうなるのかなど、図書館に対しての深い理解を求め、図書館を直営のままにお願いしてきました” [p. 22-23]	堺市
“とにかく地道に図書館のことを理解してもらおうと何度も足を運び、議員や新教育長と懇談をしました” [p. 24]		
“資料を持って、9月市議会へ向け全会派の市議に時間・場所をつくって頂いて直接お会いし、なぜ図書館への制度導入に問題があるのかを説明しました” [p. 37]	北本市	
非対立的・協動的な関係構築を目指す	“私たちは町長に要望するだけでなく、話し合いをすることで信頼を確立することに努めました” [p. 22]	藤代町①
	“私達は行政とけんかをするつもりはない。何がなんでも要望を押し通して闘うという勇ましい話し合いを重ねてきたのでもない。行政サイドの立場を理解しながらも、私達が学んで得た図書館の思いを話してきたつもり” [p. 20]	北島町
	“私たちは市に対して対立的な構図をつくらず、何よりも間に「信頼」をおいて、互いに図書館についての理解を深めていくように努めてきました” [p. 433]	草津市
	“穏便な表現にしなければ反感を持たれる（そして無視される）。穏便な表現にすれば真意が伝わらない（あるいは気付かない振り）をされる” [p. 38]	静岡市②